

招集期日 平成23年3月1日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 3月1日(火曜日)午前 9時28分

閉 会 3月1日(火曜日)午後 2時45分

出席委員	委員長	平山五郎	副委員長	齋藤國男
	委員	吉澤かつら	委員	宮岡幸江
	委員	塩屋和雄	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	駒井勲

欠席委員 なし

委員外議員 山本秀和 議員

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	会計管理者
	議会事務局長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 高橋佐知子

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時28分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、予算1件の計4件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日と2日の2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日と2日の2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第2号から第4号の各条例の審査に続き、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものの審査の順とし、議案第19号については、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、検査課所管のもの、会計課所管のもの、議会事務局所管のもの、選挙管理委員会事務局所管のもの、監査委員事務局所管のものの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

次に、ご配付した名簿のとおり委員外議員から当委員会への出席及び質疑の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認め、当委員会へ出席し、質疑することを許可いたします。

続いて、委員長より報告いたします。議案第2号につきましては、質疑が所管外に及ぶ可能性も考えられますので、関係部職員の出席についてご了承のほどお願いをいたします。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで、委員外議員に申し上げます。

質疑は各委員の質疑が終わった後、通告したものに限り、議題ごとに1回行うことを許可いたします。質疑は簡潔にし、また委員外議員は意見・要望を述べることはできませんので、よろしく願いをいたします。

#### △ 議案上程

議案第2号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、まず議案第2号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

企画部長 おはようございます。議案第2号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

この条例は、生活保護等嘱託医について設置の根拠となる関係例規を整備することに伴い、新たに非常勤特別職として報酬及び費用弁償の額について定めようとするものでございます。

具体的な内容につきましては、生活保護法に基づく医療扶助、医療支援給付等の実施に伴う専門的判断及び必要な助言、指導を行う生活保護等嘱託医の報酬額を月額2万4,000円、費用弁償の額を1日1,000円としたいものでございます。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

堤委員 総括での話が出ていましたけれども、そもそもはっきりとしたこの2万5,000円という数字が、妥当性というのか、それが今までのある意味では慣例で平成9年度に2万5,000円に引き上げた、それ以降は変化がないということなのだけれども、それだけの理由ではなくて、やはりある程度の妥当性、一般認識として、そういうものの積み上げが必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

生活福祉課長 おはようございます。総括のときにも部長のほうからお話ししたと思うのですが、平成9年から2万5,000円でやってきたということで、そのとき部長のほうからも通常の開業

医の年収が大体平均2,500万円ぐらいということで、1時間当たりに換算すると1万2,000円というお話を申し上げたと思います。それで、いわゆる書類のチェックが1時間から2時間ということで、当然拘束される時間、前後にあるわけですから、そうしますとやはり2万5,000円といたしますか、今回2万4,000円で報酬のほうを出しておりますけれども、その金額は妥当性を欠いてはいないというふうに私どもは思っておりますし、現状の、現在の業務から見ても妥当性は十分あるというふうに思っております。

以上です。

堤委員 今の話は入間市に限らず、例えば埼玉県全県下同じような条件で恐らく業務がされていると思うのです。入間市だけが特別な業務ということではなくて、例えば開業医にしても勤務医にしても医者の方の年収というのは、これは入間市だけではなくて、全県下ある意味では平均した数値を今言われたのだと思いますけれども、そういうことからすると、例えば市によってはこの報酬額が随分開きがありますよね、高いところと安いところと。入間市は、全県下8番目程度の位置づけということなのですからけれども、そうするとでは高いところの自治体と低いところの自治体に対しては、コメントする資格もないし、余計なことかも知れないけれども、そういう自治体があるということ自体どういうふうに見解持っていますか。

生活福祉課長 市町村によって金額が違うという事実はございます。いずれにしても、この業務、専門的な業務でございますので、過去から現在に至るいわゆる医師会との調整の過程で積み上げられてきた、でき上がってきた金額ということになりますので、入間市においてはその協議の中で2万5,000円、今回2万4,000円の報酬ということでお出ししておりますけれども、その協議の中ででき上がってきたという認識でおります。

堤委員 そうしますと、その妥当性ということにつきましては、それぞれの自治体でいろいろな関係性、そういうものを含めると、当然差があってもおかしくないという、そういう意見なのか、それともある程度やはり専門的な見地から類似の業務、そういうことを考えると、限りなく報酬の額についてはそう差異がなく、例えば2万円なら2万円を基準とすると、それに限りなく近寄るべきだと、そういう見解なのか、それともそれぞれの自治体の判断で、当然大きな仮に差があったとしても、それはやむを得ないのか、その辺の判断についてはどうでしょうか。

生活福祉課長 いろいろな市町村あるわけですからけれども、山間僻地、都心部があったり、あるいは生活保護の受給者の件数とか、いろいろな要素があると思います。基本的には、医師会とのかかわりというか、その辺が根本にあるということは、やはり否めない事実であろうというふうに思います。ですから、統一した金額というのは、ちょっと無理があるのかなと。それぞれの調整過程の中で多少の前後はあっても、それはやむを得ないのではないかというふうには私は思っております。

駒井委員 金額的に高いところと安いところ、その金額はどのぐらいなのか、わかれば教えていただきたいと思います。

生活福祉課長 今回うちのほうでお出ししたのは、報酬が2万4,000円、費用弁償が1,000円ということです。これ概数ということで、市町村名は申し上げませんが、高いところで1回3万2,000円ぐらい、安いところで1万4,000円ぐらいという現状になっております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第2号 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第3号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第3号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

企画部長 議案第3号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

この条例は、現行において減額支給している市長、副市長及び教育長の給料について、引き続き2年間延長したいものでございます。

具体的な内容といたしましては、市長、副市長及び教育長の給料の減額は平成16年度から実施し、平成17年度からは減額率を引き上げ、市長については15パーセント、副市長については12パーセント、教育長については10パーセントをそれぞれ減額して支給しております。この規定が今年度末で満了となることから、さらに平成23年4月から平成25年3月までの2年間について、現行と同様の内容で延長したいものでございます。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行したいものでございます。

また、課長職以上の管理職手当の減額につきましても、市長等の給料の減額期間の延長に合わせて、平成23年度から2年間延長する関係規則の改正を予定しているところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。  
以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡幸江委員 今回のこの条例を出すに当たっては、特別職等報酬審議会にかけられているわけですか。

参事兼職員課長 報酬審議会には、特にかけておりません。

以上であります。

宮岡幸江委員 そうしましたら、これ財政厳しき折、本当にいろいろな皆さん方のご協力で市長みずからの減給ということで私も理解はしておりますけれども、これに当たって例えば市長職の重さを考えると、副市長との差が、市長が15パーセント、副市長が12パーセントの減になったときに今までの差が、給与の差が14万8,000円から10万2,310円という形で差が少なくなるのです。こういうところの計算というか、そういうものはどういうふう理解されているのでしょうか。

参事兼職員課長 金額につきましては、委員さんのおっしゃるような形で差は少なくなるような形になろうかと思えます。ただ、今回の減額につきましては、例えば県内の40市の報酬の関係で見ますと、市長が減額後が全県で20位、それから副市長が22位ということで、大体同じくらいの位置になるのかなということで妥当な減額率に当たるというふうに判断しております。

以上でございます。

宮岡幸江委員 市長と副市長の仕事の差というのは、市民にもわかっていただける場だと思うのですが、市長今回の条例で減額するということは、1年後に市長選があるわけで、その市長選終わってどなたがなるかわかりませんが、その後にもこの条例は引き続き、条例で定める以上は、この条例のとおり次市長もこの給与でやっていくわけですね。

参事兼職員課長 おっしゃるとおり2年間ということですので、現市長の任期後も2年間、決定いただければ平成23年4月1日から2年間はこの給料でお願いするという形になります。

以上でございます。

宮岡幸江委員 15万市の市長として次の、私たちというか、市民の人たちから考えれば、より優秀な方になっていただきたいと思っているのは当然と思うのですが、その場合にこれが決まれば79万円という金額になりますけれども、その点において新規の市長になった場合の判

断というか、そういうことも検討されましたか。

参事兼職員課長 今回条例をお願いするに当たりまして、2年間という期間につきましては、私どももその2年間が適正かどうか、もちろん減額が適正かどうかも含めて検討させていただきました。その中で期間につきましては、市長の任期の関係もありますので、1年間ということもありますが、やはり1年間の減額期間としては、条例を延長するについては少し短いのかなということで、かといって3年間というのは、やはりこれは長過ぎるのかなということで今まで2年間で改正をしてまいりましたので、今回2年間というふうに判断させていただきました。

以上でございます。

塩屋委員 市長のやっぱり職務内容とか実際を見ると、決してこの給与そのものは高くないと思うし、実際に他市と比べてもおかしくはないとは基本的には思います。しかしながら、これ平成16年にという今話がありましたね。それで、平成17年以降2年置きに本則はそのまま減額の条例改正やっているわけで、もう4回やっているわけです。では、平成16年、7年ごろと今と考えると、あのころは悪かったから市長も15パーセント減でやったけれども、今はもうそこから脱出する状況が地方自治体の財政的状況にあるかといったら、私はないと思っているのです。ですから、これはやっぱり政治姿勢の問題として、現在の首長の。これは、当初は本則はそのままにして、暫定的な条例改正で2年、2年で減額でやってきたけれども、やっぱりもうこの際思い切って本則を減らすべきではないかと。そしてまた、状況が、これは人がかわろうが何しようが、状況が変わって十分に本来受け取って妥当な額まで引き上げられる状態になったという判断のときに初めてまた本則を引き上げればいいというふうに私は思うのですが、こういう事務的に煩わしいことをするより。市長がやっぱり政治姿勢としてどこまできちっと示すか。これだと、いかにも2年置きにまた市長の減額が条例になりました、なりましたと何か一つの宣伝みたいで、実際この間もずっとこの15パーセント減で来ているのだから、思い切って本則を変えるぐらいの姿勢があってもいいのではないかなというふうに思うのですが、そういうあれというのは本人からも含めて申し入れとかないのですか。本人からぜひこうしてくれという。

参事兼職員課長 市長本人からということですが、給料につきましては先ほど申しあげましたような形で報酬審議会には諮っておりませんが、あくまでも厳しい状況、経済情勢を踏まえてということで現行の率を延長させていただくというふうにさせていただいているものでございます。

市長の職につきましては、確かに今委員さんのほうからもお話がありましたように、大変重い中で、その重さを踏まえた上で、なおかつやはり厳しい経済情勢ということを考えますと、入間市の市の規模からいいますと、県内でも13番目ぐらいになりますでしょうか、人口

規模で申し上げます。そういう中で県の40市でちょうど20番目の位置に減額をするということで政治姿勢を示しているという形になろうかなというふうに判断しております。

以上でございます。

塩屋委員 ということは、市長本人からは本則を変えてでも検討してほしいというようなことはなかったということによろしいわけですね。

それで、では各地方自治体みんな財政状況というのはいろいろ事情あるから、いろいろですけれども、しかし今大事なことは、市長の職務として大変なのだから、これぐらいの給料はもらっていいよという判断と、実際にでも今の状況の中ではこれぐらいで我慢してほしいよ、あるいはそれぐらいでもやるという人がなってほしいよという、やっぱりそういう判断というのは必要だと思うのです。そういった意味でちょっと先ほどの課長のあれだと、余り一般論で平均化して比べてもおかしくないとかいうだけでいいのかなという気がするのですが。

参事兼職員課長 給料の額が今回は特例という形での引き下げでございますけれども、先ほど申し上げましたように、あくまでも2年間この経済情勢ということも踏まえてということでございます。ですから、もし本則を引き下げるのであれば、これは先ほど宮岡委員さんがおっしゃられたような形での報酬審議会等の関係も出てくるとは思いますが、市長の任期等の関係もございますので、そういう意味で2年間ということに切らせていただいたものでございます。

以上でございます。

塩屋委員 本来の審議会のあれとしては、手前みそでどんどん内々で上げてしまうのをブレーキかけるためにというのが本来の審議会の役割だよね。引き下げようという前向きの姿勢に対して、それも審議会にかけなければいけないという、その発想は、僕は違うのではないかなというふうに思うのです。ただ、いずれにしましても、やっぱりこの地方自治体が置かれている財政状況にしろ、国の経済状況にしろ、それがこの間たまたまいろいろな状況があって悪かったからこの状態が来たというのだというのである。短期間のものではあればいいけれども、もうほとんど固定的に来てきているというのは、この間の流れ見ていけば事実だし、これからもっと厳しくなるかもしれないということを考えると、これは職員にしてもそうだけれども、確かに働いた内容に応じた給料を十分にというのは、これは当たり前だけれども、それで果たして済むのですかというのがやっぱりあると思うので、ひとつこれは今後は、これは余り課長に言ってもあれだし、部長なんか含めて考えるときは、本当のやっぱり市民に姿勢を示すにはより何がいいか。そうしたら、やっぱり暫定なあれで本則をそのままのまま15パーセント下げるという2年、2年の引き継ぎよりも、むしろここで思いっきり1回下げてしましましょうと。状況がよくなったら、そのときはまた上げさせてもらいましょうという姿勢になってほしいなと思います。

以上です。

委員長 ぜひ検討のほう、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第3号 市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第4号 入間市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第4号 入間市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

企画部長 議案第4号 入間市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

この条例は、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の割り増し対象に関する改正及びその割り増し分の支給にかえて取得できる時間外勤務代休時間に関する改正について、入間市一般職の職員の給与に関する条例、入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の3つの条例を改正したいものでございます。

第1条の入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、今年度の人事院勧告に基づき、現行において月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の割り増し対象から除かれている日曜日及び交代制勤務者の日曜日に相当する週休日を割り増し対象に含め、あわせて週の勤務時間を超えて勤務した時間につきましても割り増しの対象としたいものでございます。

第2条の入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましては、特別休暇である職員の結婚休暇の5日間に月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の割り増し分の支給にかえて取得できる時間外勤務代休時間を指定した日は含めない扱いとしたいものでございます。

第3条の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に時間外勤務代休時間を指定した日も含める扱いとしたいものでございます。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

塩屋委員 今回のこの改正によって具体的にはどの程度対象が出たり、あるいは金額的にどのくらいなのか、概算で教えていただければと思います。

参事兼職員課長 今回の改正につきましては、制度を整備するものでございますが、対象としては本人が選択する形をとっております。ただ、今年度、平成22年度の4月から1月の10カ月間においてもし時間外勤務代休時間を取得しない前提で試算したということで考えますと、該当者が10名、82時間となりますので、割り増しの支給額がこれは4万5,000円というふうに見込んでおります。

また、週の勤務時間を超えた影響につきましては、同様に試算したところ、該当者が28名、233時間となりますので、割り増し支給額が12時間、合わせて16万5,000円というふうになると試算しております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第4号 入間市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。  
ここで休憩をいたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 次に、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、消防所管のものの審査を行います。

消防参事兼総務課長より概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

#### 概要説明

参事兼消防総務課長 それでは、概要について申し上げます。

消防費予算額は、前年度より3,687万円増額の15億368万円で、前年度対比2.5パーセントの増となっております。

それでは、予算細部につきまして予算説明書により説明します。歳入からご説明いたします。予算説明書20から21ページをお開き願います。款14使用料及び手数料、項2手数料、目8節1消防手数料67万5,000円についてご説明申し上げます。入間市手数料条例に定められている各種危険物取り扱い施設に係る検査手数料で月平均5万5,000円を見込んだ66万円と、火薬類に係る許可手数料1万5,000円を見込んだものです。

次に、34から35ページをお願いします。款21諸収入、項5雑入、目1節4雑入、中段の消防団員退職報償金収入435万3,000円は、平成22年度末に退団する消防団員で5年以上在職していただいた方20名を見込み、消防団員等公務災害補償等共済基金からの受け入れ予定額を計上いたしました。

その次の行ですが、消防団員福祉共済制度返戻金7万円は、消防団員福祉共済制度を運営する日本消防協会の収支決算に基づく返戻金を見込んだものです。

次に、歳出につきましてご説明いたします。124から125ページをお開き願います。款9項1消防費、目1常備消防費についてご説明申し上げます。大事業、職員給与費、中事業、一般職給与12億7,834万7,000円は、職員156人分の人件費でございます。

次に、大事業、消防庁舎管理費3,036万6,000円のうち、中事業、維持管理費2,695万9,000円

は、消防庁舎用の燃料費、光熱水費、消防庁舎の清掃費及び付随する設備、消防緊急通信指令施設等の保守点検委託料が主なものです。

同じく中事業、修繕費56万7,000円は、消防庁舎のブラインド及び庁舎修繕料を計上したものです。

同じく中事業、諸工事費284万円は、消防本部庁舎の空調設備の改修工事と、西武分署の冷暖房機の改修工事を行うものです。

大事業、消防用設備等管理費2,672万1,000円のうち、中事業、維持管理費346万7,000円は、高圧ガス施設や消防活動用各機器の保守点検や定期点検、委託料でございます。

同じく中事業、修繕費1,441万1,000円のうち、小事業、施設等修繕費99万5,000円は、機械器具修繕料や消防用無線機器の修繕料を計上しました。

同じく小事業、車両修繕費1,341万6,000円は、各車両の車検整備積載金、法定点検整備費です。平成23年度は、本署の平成4年式はしごつき消防ポンプ自動車平成24年3月9日、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の適用により運行ができなくなるため、指定粒子状物質減少装置を取りつけ、継続運用に必要な修繕費を計上しました。

中事業、消防機器購入費237万6,000円は、空気呼吸器、空気ボンベ、潜水器具、吸引機を整備するものです。

同じく中事業、自動体外式除細動器整備事業252万3,000円は、平成19年度から市内の公共施設に自動体外式除細動器を設置したリース料を計上したものです。

中事業、事務費394万4,000円は、消火活動用品、救助用品、自動車用品、救急広報用品の消耗品等が主なものです。

次に、大事業、消防活動費2,907万5,000円のうち、中事業、研修費941万4,000円は、職員の消防大学校、県の消防学校、救急救命士養成所の研修に係る負担金及び出張旅費が主なものです。

同じく中事業、被服等購入費530万8,000円は、職員用の制服、活動服を購入するものです。

中事業、消防車両燃料費として601万1,000円を計上しました。

同じく中事業、事務費834万2,000円は、消防活動に関連する事務費で、救急活動で使用する医薬材料費、NTT回線使用料が主なものです。

大事業、防火協力団体等補助金27万円は、火災予防の啓発のため幼年消防クラブ連合会へ13万5,000円、消防少年団育成会へ13万5,000円の補助金を計上いたしました。

大事業、五市消防広域化検討組織運営事業、中事業、五市消防広域化検討組織運営負担金3万8,000円を計上しました。

大事業、事務費404万1,000円は、事務用の消耗品、機械器具及び寝具等の借り上げ料が主なものです。

次に、目2 非常備消防費についてご説明申し上げます。大事業、報酬、中事業、消防団員報酬3,179万7,000円は、消防団員303人に対する報酬で、団員報酬、訓練報酬、出動報酬です。

大事業、消防団員退職報償金435万3,000円は、5年以上在職し、退団する消防団員20名を見込み、計上いたしました。

次のページをお開き願います。大事業、埼玉県市町村総合事務組合消防関係負担金77万円は、消防団員の公務災害補償の負担金を計上しました。

大事業、消防用施設等管理費3,745万3,000円のうち、中事業、維持管理費221万4,000円は、各分団車庫の光熱水費が主なものでございます。

中事業、修繕費、小事業、施設等修繕費65万9,000円は、消防団車庫のトイレ修繕及び消防無線受令機等の修理費を計上したものです。

同じく小事業、車両修繕費329万3,000円は、消防団車両の車検整備料、定期点検整備料、タイヤ交換修繕料が主なものでございます。

次に、中事業、事務費159万円は、式典用の国旗一式の購入費、消防団車両の車検手数料及び自動車任意保険料、重量税、消防団車庫、車両の市有物件保険料を計上したものです。

中事業、自動車等購入費2,969万7,000円は、消防団第5分団第3部藤沢地区の消防ポンプ自動車と消防団第6分団第2部二本木地区の消防ポンプ自動車を更新整備する登録料や、自動車リサイクル法の手数料、市有物件保険料、対人、対物の自動車任意保険料、車両購入費及び重量税でございます。

次に、大事業、消防団活動費1,418万7,000円のうち、中事業、消防団運営交付金206万5,000円は、火災予防啓発のための巡回広報等、消防活動全般に対する交付金でございます。

中事業、特別点検等交付金492万4,000円は、平成23年度は3年に1度開催をされますポンプ操法大会の交付金、消防出初め式交付金、特別点検交付金、歳末特別警戒に伴う交付金でございます。

同じく中事業、被服等購入費310万1,000円は、消防団員の制服、活動服や装備品等の被服費でございます。

中事業、消防車両燃料費73万7,000円、同じく中事業、広報事業費42万6,000円は、新入団員の確保が難しい状況となっていることから、広報紙の発行や各種メディアを利用した広報活動で消防団活動への理解を深めてもらい、消防団員の確保を図るための広報活動費でございます。

同じく中事業、事務費293万4,000円は、消防団役員会議等の費用弁償や、功労があった団員の方々への記念品及び車庫の電話料金、消防団長の交際費等が主なものでございます。

大事業、女性防火クラブ運営事業87万2,000円は、女性防火クラブ員の報償費及び運営交

付金でございます。

大事業、事務費953万3,000円は、自動車用品等の消耗品、消防団員福祉共済制度負担金及び退職報償基金負担金が主なものでございます。

次に、目3 消防施設費についてご説明申し上げます。大事業、消防施設諸工事費556万5,000円のうち、中事業、防火水槽整備事業費525万円は、狭山台土地地区画整理地内に40立方メートルの防火水槽1基を設置するものです。

同じく中事業、消防施設等改修工事31万5,000円は、防火水槽の改修工事費です。

次に、大事業、消防施設用地借上料619万8,000円は、市内の防火水槽、消防団車庫用地、分署用地等の借り上げ料を計上したものです。

大事業、消火栓設置費負担金577万1,000円は、水道部との協議により設置することになった消火栓18基の設置工事負担金です。

大事業、消火栓維持管理費負担金1,752万6,000円は、市内に設置されている消火栓の維持管理費及び調整工事等負担金を計上いたしました。

大事業、事務費79万7,000円は、消火栓や防火水槽、はしご車の停止場所の標識や、塗装のペイント等の消耗品や、道路への消防水利表示塗布委託防火水槽等改修工事の原材料が主なものでございます。

以上で消防関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9 消防費、項1 消防費について質疑を願います。

吉澤委員 説明書でいうと125ページ、消防の広域化のことで、9月の決算でも状況をお話をお聞きしましたので、それ以降で進められた協議内容ですとかありましたらお聞かせください。

参事兼消防総務課長 お答えいたします。

現在各専門部会、そして各委員会、幹事会で消防広域化に向けての広域消防運営計画の案を現在策定中でございます。

以上でございます。

吉澤委員 この広域化について、国や県で進めるという方向に従って入間市もその5市と一緒にやるという、あくまで何か首長レベルで進められている、また検討組織といいながらも広域化をするという前提でお話が進んでいるような印象も受けるのですが、この点についてはどのようにご認識しているのでしょうか。

参事兼消防総務課長 広域化の実現に向けましては、現在協議をしておりますけれども、平成23年度の9月ごろまでには広域化の実現化に向けた自治体の可否の判断を5市の市長が構成いたします協議会で決定をしていただく予定と聞いております。

以上です。

吉澤委員 協議会で決定するということなのですが、そうしますとこの間に、いわばあと半年ですか、間に例えば実際にその消防で働く職員の方々であったりとか、市民の意見であったりとか、議会の意見というのは、どのように吸い上げられるのでしょうか。

参事兼消防総務課長 お答えいたします。

消防職員、消防団員、市民の意見ということでございますけれども、これは今検討委員会の中では住民代表で代表者の方が出席をしております。それと、消防団員につきましては消防団長も委員として出席をしております。消防職員につきましては、市役所の職員と同じ形で各専門部会、そして幹事会で会議をしておりますので、その都度意見というのは反映されていると思っております。

以上です。

吉澤委員 意見反映されているということなのですが、そうしますと実際にではどれだけこの話、広域化の話が今出ている、進められているということが市民に浸透しているのかなというところの認識はどうでしょうか。

参事兼消防総務課長 今お話の中にもございましたけれども、いろいろな先ほど申しあげました委員会、幹事会、専門部会でいろいろ検討していますけれども、その開催した回数をちょっと申し上げますと、平成23年2月15日現在ですけれども、検討委員会が5回、幹事会が8回、そして組織専門部会が13回、そして処遇専門部会が18回、財政、施設専門部会が14回、消防実務の専門部会というのは予防グループ、警防グループ、救急グループ、通信指令の作業グループに分かれておまして、合わせて48回の会議をしております。これは、先ほど申しあげましたように、広域消防運営計画の案を作成するため、現在も協議中でございます。

以上です。

吉澤委員 私が今聞いたのは、市民にどれだけ周知されているのかという話なのですが、その見解をお聞きいたします。

参事兼消防総務課長 大変失礼しました。

市民の周知につきましては、所沢市消防本部の広域消防課でホームページを開設しておりますので、そこで意見の聴取はしております。

以上です。

吉澤委員 ホームページは、確かに公開されていますので、関心がある方はもちろんこの辺見ていると思うのですが、ただ一般の市民にどれだけ浸透しているのかといえば、実際にはまだ知らない方がほとんどですし、専門部会等会議もいろいろ開催されているということですが、その内容が議会のほうにもなかなか、こちらがもちろん議事録等調べればわかることではあるけれども、もう少し丁寧に報告もしていただきたいということで要望したいと思

ます。

以上です。

参事兼消防総務課長 今回の追加ですけれども、今お話があった報告につきましては、協議会のほうはまだ開催をされておられませんので、これ開催が、予定でいきますと、ことしの4月12日、所沢市の市役所の庁議室で開催をされる予定となっております。そこで承認、承諾されたものにつきましては、早急に報告するような形になっておりますので、それも申し添えます。

終わります。

小島委員 125ページの説明の中段になっておりますが、自動体外式除細動器整備事業というので、リース料が主なものと受けとめておるのですが、何台ぐらいあって、どういうところに設置されているのか、もし説明ができるならお願いをしたいのですが。

警防課長 AEDということですが、こちらにつきましては公共施設に現在108台を配置してございます。そのうち、リース料として計上させていただきましたものが57台分でございます。こちらにつきましては、平成19年からリースを始めまして、平成19年に20台、平成20年に26台、平成21年に7台、平成22年度に4台、合計57台を計上しております。また、新年度につきましては新たな公共施設の設置を予定してございませんので、新たなものはございません。

以上でございます。

堤委員 127ページの消防施設費の中の使用料及び賃借料の619万8,000円の内訳ですけれども、例えば防火水槽を初め目的別には何カ所ぐらい合計あるのでしょうか。

参事兼消防総務課長 お答えいたします。

使用料、賃貸料、賃借料の関係ですけれども、防火水槽が51件、火の見が2件、消防団車庫等が8件、分署用地が2件、計63件でございます。

以上です。

堤委員 この63件のうち、例えば地域、方面別にはどういうバランスになっているのでしょうか。地域別には。

参事兼消防総務課長 地域別には、今申し上げました防火水槽と車庫、それ全部含めまして、豊岡地区が3件、それと東金子地区が6件、それと金子地区が17件、宮寺地区が12件、藤沢地区が7件、二本木地区が4件、二本木地区が14件でございます。

〔何事か言う人あり〕

参事兼消防総務課長 失礼しました。最後は西武地区です。失礼しました。

堤委員 借地ということですから、例えば土地利用の変化によって第三者に譲渡されるということもあると思うのですけれども、そういった過去の賃借していたところをお返ししたとか、これからもそういうことも考え得るというふうに、過去はちょっと実績として、これから先に

そういう心配がないのかどうか。

参事兼消防総務課長 お答えいたします。

確かにここ何年かでも防火水槽の撤去とか、どうしても土地の相続の関係とかでいろいろ、そういうのもございます。あと、ほかには道路の拡幅とか、そういうのもありますし、一概にはちょっと言えないのですけれども、そういう事情で解約しております。

以上です。

堤委員 過去にもそういう事例はあるということなのですが、これからも恐らく状況の変化でそういった内容が発生すると思うのですけれども、こういった借地をしなければいけない、そういう状況があってするのでしょうかけれども、例えば防火水槽を設置するにしても、ここでなければいけないと。周りに官地がないとか、いろいろな背景があると思うのですけれども、その借地に至る最終的な決定については、そういうリスクを抱えての決定ということなのでしょうけれども、それは今までどういう基準で判断してきたのでしょうか。

消防署長 これは、主に今回63件借地ということで上がっておりますが、これは入間市制施行以前の昭和42年以前のものもございまして、それらについては前からの地主さんのご厚意により借地というような形、私の土地を使ってくれという形で設置したものの、あるいは最近になりましたら、やはり消防力の整備指針というものがございまして、その指針におきましては防火水槽を120メートルの円をかいた中に1つぐらいはつくることが理想だよということで、うちのほうの従来の設置してあるものに、図面上に落としまして、それで不足している場所がこの地域ということで、地主さんのご協力を得ながら土地の賃貸借契約をしながら、一番将来的な開発等も考えて支障がないような場所を借り上げて現在に至っているという状況でございます。

以上です。

堤委員 エリアをくくって、その中で効果的なのということでしょうけれども、これはあくまでも考え方は人口の密集度合いとか、いろいろなことが背景にあるのでしょうかけれども、ピンポイントで設置すべき話ではないですね。1つのブロックの中でも効果的な施設をつくることによって求められる効果はここというピンポイントではなくて、ある一定のエリアの中で極力官地を利用すると。なおかつ、防火水槽に限ってはいろいろな面的なことがあるから、非常に判断としては難しいと思いますけれども、将来的な撤去というリスクをなくすためには、やはり官地優先で考えていかなければいけないだろうと。そういう考え方でやってはいるのでしょうかけれども、やはり時代の変化によっては地主さんの意向がそのまま継続できない場合だっていっぱいあると思うのです。そういう意味では、そういう配慮を十分した上で施設整備をしてほしいというふうに思うと同時に、これらの消防団の車庫につきましては、そんなに大きく変化をする状況は今までにはそんなに記憶にないのですけれども、やはり事情に

よって車庫を移転しなければならないというのは、これはゼロではないですよ。ですから、これからもそういうことがあり得るといふふうに思いますので、この車庫につきましてもピンポイントで設置すべき話ではなくて、ある程度のエリアでもそれは誘致は可能だということで、極力やはり官地を利用するような努力はぜひしてほしいなといふふうに思いますけれども、ご見解を賜りたいと思います。

消防署長 消防本部といたしましても、必ず一番初めには今言われたような土地を候補に探しております。最近の防火水槽については、すべて公費で設置するものについては公園を一番大前提に置いております。そのほか車庫等についても、最近つくりました6分団2部の車庫についても、やはり市有地ということで設置はさせていただいております。これからの計画についても、今堤委員さんのおっしゃるような方針で消防本部としては考えております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 では、消防費の関係で2点ほどお伺いをしたいと思います。

1点目が五市広域化の関係でして、進捗状況については先ほど吉澤委員のご質疑の中であらかた応答でちょうどいしましたので、今後の取り組みがどうであるか、あらましをお示しいただければと思いますし、その中にパブリックコメントの聴取の予定があるかどうか、あわせてお示しをいただければと思います。

あと、これは消防活動全般にわたるのですが、住宅用火災警報器の普及状況がどうなっていて、その向上に向けての対策をこの新年度の中でどのようにお考えであるか、お示しをいただければと思います。

以上、2点お伺いします。

参事兼消防総務課長 それでは、新年度の進捗状況についてご回答いたします。

先ほどの吉澤委員のほうにお話ししたのですけれども、4月12日に第3回の協議会が所沢市役所の庁議室で開催いたします。当初3月の開催予定でしたけれども、調整がつかずということで4月12日になったものでございます。今後は、協議会においてこれから設定されます消防広域運営計画案をもとに検証を行いまして、消防広域化の可否の判断を平成23年度中ごろまでに行い、その結果、消防広域化を実現する場合には構成市の審議会において議案を提出し、可決されれば平成24年度末をめどに新消防組織再編に向けた手続を行っていくものであります。

また、先ほどパブリックコメントにつきましては、今広域消防化のほうからまだその内容いただいておりますので、先ほど申しましたように、ホームページの中に見ていただいて

意見をいただくという形になっておりますので、その内容についてはちょっと把握してごさいません。申しわけありません。

以上でございます。

参事兼予防課長 住宅用火災警報器の関係につきましてお答え申し上げます。

初めに、住宅用火災警報器の普及状況につきまして、先般新聞でも一部報道されましたけれども、総務省消防庁が発表しました昨年12月の時点での推計普及率、これにつきましては入間市は75.1パーセント、県が約63パーセント、国が約64パーセントという状況でございます。

続きまして、対策についてでございますけれども、平成20年6月に義務化となりました。本市として現在まで一生懸命全自治会に説明会、それからイベント等を通して、あらゆる機会をとらえて普及活動に取り組んできました。今後の対策といたしましては、比較的市街地のPR、大きな効果があるものという形で今まで一生懸命やってきましたけれども、今後につきましては各地区の夏祭り等イベントを通して各地区に密着してPR、それから広報活動を行っていききたいというふうに思っております。

なお、現在行っているものとしたしましては、区長会の協力を得ました啓発活動、それから各種イベントでのアンケート普及活動、それから防火協力団体と連携したひとり世帯の高齢者宅への消火器の設置並びに普及活動等を行っている状況でございます。

以上でございます。

委員長 ほかになければ、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費について質疑を終結いたします。

以上で消防所管のもの質疑は終了しましたが、各部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のもの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

概要説明

秘書課長 それでは、秘書課所管の予算につきまして、その概要をご説明させていただきます。

初めに、歳入であります。予算説明書の34ページから35ページ、款21諸収入、項5目1

節4 雑入の説明欄の1番目ですが、講演等参加者負担金105万2,000円の中に新年賀詞交歓会参加者負担金10万円を計上させていただいております。

次に、歳出について、予算説明書の40ページから43ページにかけて、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、秘書課所管のものについては41ページの下段からの大事業、有功表彰事業費及び秘書事務費で、総額は853万2,000円、平成22年度の当初予算と比較しますと、額にして98万7,000円、率で13.1パーセントの増となっております。この増額要因は、平成23年度が市制施行45周年に当たることから、記念表彰及び記念式典に係る経費を計上したことによるものであります。

大事業別では、有功表彰事業費79万8,000円は、例年の有功表彰に係る経費に加え、45周年に伴う記念表彰審査会経費を計上したものであります。

次に、秘書事務費773万4,000円は、例年の市長交際費及び事務費に加え、市制施行45周年記念式典関係経費を計上したものであります。

以上で秘書課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

広報広聴課長 広報広聴課所管の予算の概要についてご説明申し上げます。

最初に、歳入につきまして主なものをご説明いたします。お手元の予算事項別明細書の30から31ページ、中段の説明欄をごらんいただけますでしょうか。款17 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金のうち、入間ケーブルテレビ株主出資配当金の18万円です。これは、当市の持ち株120株に対する配当を見込んだものです。

続きまして、34から35ページ、中段よりやや下、款21 諸収入、項5 雑入、目1 雑入のうち、水道企業会計ホームページ管理負担金の50万4,000円につきましては、市公式ホームページ再構築以降の管理運営に関する費用について、企業会計分として負担金をいただくものです。

同じく雑入としまして、36から37ページ、上から3番目の有料広告掲載料321万5,000円とありますが、この金額のうち220万円につきましては、ホームページへのバナー広告料と、広報いるまの広告掲載料を見込みました。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算事項別明細書44から45ページの上段をごらんいただけますでしょうか。款2 総務費、項1 総務管理費、目2 広報広聴費となります。広報広聴費は5,559万4,000円となり、前年度予算より80万1,000円の増額、率にして1.5パーセントの増となっております。この増額の主な理由は、前年度当初にはなかった大事業、広聴費の中で市民意識調査費177万7,000円です。市民意識調査費につきましては、市民生活にわたり全般の意識を聴取し、今後の基本的計画や施策の基礎資料として活用するため、3年ごとに定期的に調査を予定するものです。今回が第10回目となります。

続きまして、大事業、市民憲章推進費の33万3,000円は、市民憲章の普及活動や、実践す

る市民の表彰等に要する経費です。

同じく大事業、広報費、5つの中事業があります。中事業、広報紙発行費2,203万6,000円です。これは、広報いるまの発行費が主なものでございます。また、パソコンによる広報編集に使用していますDTPシステムの再リースが終了したことによる新システムへの入れかえ等を予定しております。

続きまして、中事業、ホームページ管理事業434万3,000円は、市公式ホームページモバイルサイトを適正に維持管理するためのシステム保守料、リース料です。

続きまして、中事業、テレビ広報制作費の793万4,000円です。前年度同様に入間ケーブルテレビを媒体とし、映像を通してさまざまな情報、市からのお知らせ等を毎週1本制作、年間46本、15分番組とし、週14回放送しています。また、30分特別番組を年間1本作成します。

続きまして、中事業、コミュニティFM広報放送費の1,775万5,000円は、エフエム茶笛による放送委託料で、委託仕様につきましては前年と同様に5分間の定時番組を1日5回、そして20秒のスポットCMを1日1回放送するものです。

続きまして、大事業、広聴費につきましては、先ほど説明いたしました市民意識調査のほかに施設見学科に係る経費、保険料がございました。

続きまして、大事業、平和都市宣言推進啓発費68万7,000円は、入間市平和都市宣言の趣旨に基づきまして、継続している事業です。広島市平和記念式典への市民派遣、平和バスツアー、平和記念資料展の開催、平和ポスターコンクール、そして平和を願う講演会などに係る経費であります。

以上で広報広聴課が所管している予算の概要について説明を終わります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

企画課長 それでは、企画課所管の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入についてです。予算説明書の24、25ページをごらんください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10特定防衛施設周辺整備調整交付金5,000万円でございます。これは、国が特定防衛施設として指定した防衛施設、航空自衛隊入間基地のことでございますが、所在する市町村に交付されているものです。平成23年度につきましても加治丘陵さとやま計画に基づく自然体験区域保全用地取得事業として、用地取得費等に充当させていただきます。

次に、予算説明書の28、29ページをお願いいたします。中段から下段にかけて款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節5統計調査費委託金474万7,000円でございます。これは、県から委託を受けて実施する各種統計調査事務に対する委託金です。この委託金につきましては、歳出といたしまして、説明書の64、65ページをお願いいたしますと存じます。中段以下になります。款2総務費、項5統計調査費、目2基幹統計調査費546万7,000円の財

源として充当させていただくものです。前年度比較といたしまして6,887万3,000円の大幅な減額となっておりますが、これは平成22年度において5年ごとに行われた国勢調査に係る事業経費、これが計上されていたことによるものです。なお、平成23年度の主な調査は、経済センサス活動調査が予定をされておりまして、調査実施に伴う指導員、調査員の報酬等に支出をする予定であります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。戻りますが、説明書の46、47ページをお願いいたします。下段、款2総務費、項1総務管理費、目8企画費、説明欄の大事業、政策推進事業270万1,000円、この事業につきましては、第5次総合振興計画後期基本計画を行政資料並びに市民頒布用として活用させていただくために印刷製本費として94万5,000円を見込んでおります。

次に、説明欄の大事業、男女共同参画推進費1,705万円についてです。このうち、中事業の報酬として男女共同参画審議会開催に伴います委員15人、6回分の報酬として63万3,000円を計上させていただきました。

また、中事業の男女共同参画推進費568万4,000円は、第2次いるま男女共同参画プランに基づく事業実施に係る経費を、同じく中事業の管理運営費1,073万3,000円については、市民活動センターと複合施設である当該施設の管理運営費を計上させていただきました。

以上で企画課所管の歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

財政課長 続きまして、財政課所管の主な項目についてご説明いたします。

恐れ入ります。14ページから15ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございます。初めに、款2地方譲与税ですが、項1地方揮発油譲与税は、国が示す平成23年度地方財政対策で前年と同額が示されたことから、平成22年度決算見込額9,700万円を予算額として計上いたしました。

項2自動車重量譲与税は、平成22年度当初予算額に国から示された地方財政対策の伸び率96.05パーセントを乗じて2億3,660万円を計上いたしました。

次に、款3利子割交付金は、平成22年度当初予算に地方財政対策の伸び率72.2パーセントを乗じて4,650万円を、款4配当割交付金は、同様に伸び率143.9パーセントを乗じて2,400万円を見込みました。

次に、款5株式等譲渡所得割交付金は、平成22年度当初予算額に同様に伸び率136.4パーセントを乗じて980万円を計上いたしました。

款6地方消費税交付金は、平成22年度の最終予算額12億3,000万円に地方財政対策の伸び率103.2パーセントを乗じて12億6,900万円を計上いたしました。

続きまして、款7ゴルフ場利用税交付金は、同様に地方財政対策の伸び率94.2パーセント

を当初予算額に乘じまして、5,200万円を計上いたしました。

続きまして、16から17ページをお開きいただきたいと思います。款8自動車取得税交付金は、平成22年度当初予算額に地方財政対策の伸び率84パーセントを乘じまして、1億500万円を計上しました。

款9国有提供施設等所在市町村助成交付金は、政府関連予算案で前年同額が計上されていることから、前年度と同額の5,900万円を計上いたしました。

款10項1地方特例交付金は、説明欄の児童手当及び子ども手当特例交付金8,530万円が前年度比5,170万円の減額でございます。これは、平成18年度、平成19年度の児童手当の制度改正に伴う交付金が地方交付税措置となったことによるものの減額でございます。

その下、減収補てん特例交付金1億6,900万円は、前年度比1,416万円の増額となりました。これは、住宅ローン減税による個人住民税の減収額が増加するため、その補てん額が増加するものでございます。これらを合わせまして、マイナス3,754万円となる2億5,430万円を計上いたしました。

款11地方交付税は、地方財政対策を基本に基準財政需要額と基準財政収入額を積算したところ、収入額が需要額に達せず、財源不足が見込まれたため、普通交付税11億6,000万円を見込みました。

また、特別交付税1億8,600万円は、前年度比6,700万円の減額となります。平成22年度までは、国の交付税全体のうち94パーセントが普通交付税、残りの6パーセントが特別交付税であったものが、平成23年度から普通交付税95パーセントという1パーセント増、特別交付税5パーセント、1パーセント減の配分変更によりまして、この影響を勘案して減額計上したものでございます。

次に、款12交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の2,250万円を見込みました。

続きまして、ページが飛びますが、30から31ページをお開きいただきたいと思います。款17財産収入、項1財産運用収入、目2節1利子及び配当金の中で、1つ目から財政調整基金利子収入、2つ目、公共施設整備基金利子収入、6つ目になります。土地開発基金利子収入につきましては、各基金の運用利子の収入でございます。

続きまして、一番下、款19繰入金、そして32ページからになります。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金ですが、歳出に対し歳入が不足したため、その不足額を補てんするため財政調整基金から5億4,000万円を繰り入れさせていただきたいものでございます。

款20繰越金は、平成22年度の歳入及び歳出の状況を考慮し、前年度と同額の6億円を見込みました。

次に、款21諸収入、項3収益事業収入、目1節1競艇事業収入は、組合からの通知によりまして、前年度と同額の5,000万円を計上いたしました。

歳入の最後になりますが、36から37ページになります。款22項1市債、目7土木債、目8消防債及び目9教育債につきましては、地方道路等整備事業など10件の適債事業を見込みました。

また、目13臨時財政対策債は、地方財政対策を参考に前年度発行上限額である23億7,882万円の10パーセント減に当たる21億4,000万円を見込みました。この結果、市債総額では前年度対比2億983万4,000円増の37億5,870万円の計上となりました。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。恐れ入りますが、44から45ページをお開きいただきたいと思っております。款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費の大事業、財政管理事務費90万1,000円は、主に予算編成、決算統計、市債借り入れ事務に係る事務経費でございます。

続きまして、46から47ページ、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費は、基金運用利子を積み立てるものでございます。

予算説明書150ページから151ページをお開きいただきたいと思っております。款11項1公債費、目1元金、大事業の償還元金26億4,718万7,000円は、昭和61年度から平成22年度までに借り入れた市債の償還金の元金分を計上したものでございます。

目2利子、大事業の説明欄、償還利子4億8,207万4,000円は、昭和61年度から平成22年度までに借り入れた市債の利子の償還金でございます。

また、一時借入金利子242万5,000円、繰替使用等償還利子7万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、152から153ページの款12諸支出金、項1基金費、目1土地開発基金費1万円は、利子相当分を繰り出すものでございます。

また、項2諸費、目1水道事業会計返還金3億658万2,000円は、平成21年度に水道会計から借り入れました12億円の残金9億円の償還元金3億円と利子分を計上したものでございます。

歳出の最後に、154から155ページをお開きいただきたいと思っております。款13項1目1予備費5,265万3,000円につきましては、緊急的な予算外の支出に対応するため計上させていただきました。

続きまして、恐れ入りますが、前に戻りまして、予算書1ページをお開きいただきたいと思っております。1ページの第2条、継続費、第3条、債務負担行為及び第4条、地方債でございます。この説明につきましては、恐れ入ります。7ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、第2表の継続費でございます。金子中学校校舎改築事業、これは北側校舎1棟を解体後、同じ位置に新校舎を建設するもので、11億7,139万4,000円を平成23年度、平成24年度の2カ年継続事業としたいものでございます。

また、武蔵中学校校舎改築事業は、新校舎を建設後、旧校舎を解体するもので、22億2,810万7,000円を平成23、24、25年度の3カ年継続事業としたいものでございます。

続きまして、第3表の債務負担行為でございます。土地開発公社に対する用地取得の債務負担行為5件の合計4億2,758万7,000円を設定し、さらに土地開発公社に対し、同額を債務保証といたしました。

続きまして、8ページをお開きください。第4表の地方債につきましては、地方道路等整備事業を含む10件の適債事業を計画するとともに、一番下の行、臨時財政対策債を含め、合計11件、37億5,870万円を計上いたしました。

続きまして、恐れ入ります。また1ページにお戻りいただきたいと思っております。第5条の一時借入金でございます。借り入れ最高額を30億円と定めたいものでございます。

また、第6条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法の規定によりまして、人件費に係る予算額に過不足が生じたときに、同一款内であれば各項間の流用ができる旨の定め書きでございます。

以上でございます。

参事兼職員課長 それでは、職員課所管のものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、予算説明書35ページをお開きください。款21項5目1雑入、説明欄上から2番目の雇用保険料被保険者負担金766万6,000円は、嘱託職員及びパート職員の雇用保険に係る本人負担分でございます。

次に、37ページをお願いします。同じく目1雑入、説明欄一番上の埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金893万3,000円は、平成23年度から平成25年度に派遣する職員1人分の平成23年度における給与等を協定書に基づき、年度末に埼玉県後期高齢者医療広域連合から負担金として受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、41ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、職員課所管の主なものについてご説明申し上げます。大事業の職員給与費23億85万8,000円は、職員課で予算措置している範囲の職員給与費を見込んだものでございます。なお、条例改正でご審議いただきましたとおり、厳しい財政状況にかんがみ、平成23年度も引き続き市長、副市長の給料の減額及び課長職以上の管理職手当の削減を予定しております。

次に、43ページをお開きください。大事業の人事管理費6,629万2,000円、このうちの主なものといたしましては、産休、育休、病休等の長期休暇の取得や、中途退職等、突発的な場合に対応するためのパート職員の賃金、社会保険料等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金について質疑を願います。

吉澤委員 実施計画のほうなのですが、実施計画の中の1 ページで、地方交付税、今年度分の内訳はわかりましたけれども、平成24年度、平成25年度の見込みで14億円というふうになっているのですが、これあくまで見込みなのですが、その内訳についてお聞かせください。

財政課長 交付税の予測というのは、毎年毎年変わる状況でございますので、今年度の平成23年度の数値、これを基本にしながら、若干景気対策等の部分を含めて切り上げた形での14億円ということの推計になるかと、そういったものを根拠にして14億円に設定したという点でご理解いただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金について質疑を終結いたします。

次に、款15 国庫支出金のうち所管のもの、款16 県支出金のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款15 国庫支出金のうち所管のもの、款16 県支出金のうち所管のものについて質疑を終結いたします。

次に、款17 財産収入のうち所管のもの、款19 繰入金のうち所管のもの、款20 繰越金について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款17 財産収入のうち所管のもの、款19 繰入金のうち所管のもの、款20 繰越金について質疑を終結いたします。

次に、款21 諸収入のうち所管のもの、款22 市債について質疑を願います。

吉澤委員 こちらも実施計画の中で、同じく1 ページのほうの臨時財政対策債が平成23年度が21億4,000万円で、平成24年度が11億3,414万円、平成25年度が11億2,471万円となっているのですが、こちらの積算根拠というのはどのようにしているのか、お聞かせください。

財政課長 この実施計画の策定の時期というのがまず、今の時点で見ると、非常に額的に少ないとい

う感想を持たれるかと思うのですが、その策定の時期というのは、大体去年の夏ごろに策定をしてございます。したがって、その時点では大体11億円ぐらいがこの3年間推移するだろうというところではございまして、それが実際に平成23年度の当初予算を策定した時点で平成23年度が21億4,000万円ですか、の形に入れかえさせていただいたという結果の形になってございます。全体的には、先ほどの地方交付税等臨時財政対策債というのは、地方の財源不足合わせた数字が財源不足の額になってございます。したがって、これの予測が景気が上がれば当然税収がふえて小さくなっていくだろうと。ただ、景気が悪くなければ、それが広がっていくだろうという読みの中で策定しているものでございますので、今ご指摘の普通交付税等臨時財政対策債というのは、正直申し上げて、単年度推計ぐらいしかできないようなものでございまして、その中であっても3カ年の実施計画というものを策定する前提として、そのような背景があったということはご了解いただきたいなと思っています。去年の夏の時点での推計として11億円が3カ年あったと。その後、当初予算で21億円に入れかえさせていただいたということでご理解いただければと思います。

宮岡幸江委員 ここ実施計画いただいているわけなのですが、例えば今回の市債のことについてなのですが、学校債等に関しては、ここでニュージーランドの地震があったりして、市民からしたら学校の耐震化のほう早くするためにはもっと考えてほしいという意見も大分出ていますけれども、そういう点で市債を考えると、今回あったから今というお話ですけども、学校の耐震化については、もうずっと考えなければいけないところですし、入間市とすると、平成25年には校舎棟は完成するようなお話をこの間説明のほうで伺っていますけれども、繰り上げてその点では地震対策も含めて市債をふやし、災害対策として今回実施計画で考えることはなかったのでしょうか。

財政課長 まず、前倒しでまず耐震化を進めたいというのは、これはもう職員全員も願うところではございまして、市長が申し上げたとおり、極力前倒しでやりたいと。ただ、そこには国の補助金というものが非常に大切なお話でございまして、補助を受けながら前倒しをしたいという基本姿勢になってくると思います。そうした中で今回の3月補正においても3校、西武小、狭山小、これは増築ですけども、向原中の耐震化等、前倒しで実施をさせていただいております。基本的には、実施計画によって計画的な財政運営を図りながら平成27年度までやっていこうという基本姿勢がありましたけれども、その前倒しによって3月補正で緊急経済対策とあわせてやっていくという、逆に申し上げると、健全財政というものは多少悪い要素、いわゆる借金をふやしていくという部分においては、それを覚悟の上で前倒しを実施しているということの形になります。今回も武蔵中と、それから金子中学校の改築がございまして、この3カ年事業を見ていただきますと、11億円と22億円という総事業費は相当莫大なものになっておりまして、その内訳も見ていただきますと、1割に満たない金額が補助金、残りは

市の単独費という中で、ほとんど起債で賄わせていただいているということで、平成23年度につきましては、いわゆる借金の金額のほうが返済金より多い中でそれを実施しているということになります。したがって、極力こういった姿勢である程度おわかりはいただけるのかなとは思いますが、今後も24年度、25年度という中でなるべく多少前倒しをする中で財政的にも何とか下支えはしていきたいと思っております。

以上でございます。

駒井委員 普通交付税と臨時財政対策債というふうな財源不足で、その2本で財源が不足するというふうな形だと思うのですが、その比率みたいの向こう、国のほうでは示されるのですか。

財政課長 その比率というのが大体年末に示される地方財政対策という、私どもが言っておりますけれども、その中で比率が示されます。と申しますのは、いわゆる普通交付税という現金で来る部分というのは、国税で入った分の大体30パーセントぐらい、酒税であるとか消費税、5項目あるわけですが、大体平均して30パーセントぐらいがその現金分に入ってきます。要するにその税収が多ければ現金分が多くなると。どうしても不景気で減少すれば現金分が少なくなると。逆に申し上げますと、現金分が少なくなれば臨時財政対策債の部分が大きくなるという相関関係になってまいりますので、それは国が毎年翌年度の景気動向を見ながら地方財政対策で示してくるということになります。

以上でございます。

駒井委員 今のその仕組みは大体わかったのですが、本来でしたら普通交付税で渡すべきものを臨時財政対策債というふうな形で出ている内容だと思うので、その辺に対して国のほうに要望とか、そういうのは上げている内容はあるのですか。

財政課長 この制度自体が、まず現政権になりまして、平成22年度で一たん終了という方針が昨年度までは示されておりました。前政権においても、平成13年度から継続されてきた臨時財政対策債という制度でございます。これは、いろいろ制度変更というものについては、国としても考えられているとは思っております。しかしながら、なかなか国の税収が伸びないという中で、今回の地方交付税の改正法案においても平成23年度から3カ年のまだ継続ということで方針が示されているところでございます。法案が通れば23、24、25ということで3カ年この制度は継続されるということです。そういった地方からの要望としましては、全国市長会ですとか、そういった中でこの制度に対するさまざまな意見というのは寄せられている状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款21諸収入のうち所管のもの、款22市債についての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報

広聴費、目3 財政管理費、目6 財政調整基金費、目7 公共施設整備基金費、目8 企画費、目10 基地対策費について質疑を願います。

吉澤委員 ことしの7月に地デジに変更になるということで、その関係で現状普及率とか、市ではどのように把握しているのか、お聞かせください。

企画課長 最新の、これは埼玉県の方からのデータでございますが、全国では99パーセント、埼玉県では88.9パーセントという世帯普及率になっております。入間市内の状況につきましては、正確な数字がちょっと手元ございません。

以上でございます。

吉澤委員 全国で99、埼玉で88.9ということなのですが、これは例えば調査の対象というのは、どういうふうになっているのでしょうか。全世帯ではないですね。

企画課長 国は、無作為抽出で調査をした結果ということでございます。

吉澤委員 そうしますと、実際には現状いろいろお聞きしている範囲でも、もう少し普及率低いのではないかなというふうにも予測できますので、これは自治体としてももう少しその現状を把握してほしいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

企画課長 地上デジタル放送の普及推進会議のメンバーでもございますので、今後県にもそういった状況を説明させていただきまして、実態については、さらに細かく進めていきたいと思っております。

以上でございます。

吉澤委員 特に心配なのは、高齢者の方ですとか、ひとり世帯の方ですとか、なかなかアナログ波が停止されるというのをよく理解していない方もたくさんいらっしゃると思うのですが、そういった意味で相談窓口をやはり市役所内、身近なところに設置していただくのが一番わかりやすいのかなと思うのですが、その点についてのご検討はどうでしょうか。

企画課長 これもつい最近に推進会議の中で示された案でございますが、臨時相談窓口を設置する方向で現在計画を検討しております。時期については、本年の6月から7月24日の停波以降1カ月後、8月の下旬程度までを予定しております。現在県のほうと打ち合わせをしている、そういう状況でございます。

設置場所につきましては、昨年も設置をさせていただきましたが、庁舎の1階、市民ホール前の案内所の隣あたりを予定しております。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

そのほかのチューナーの無償給付の対象世帯、非課税世帯とか対象になると思うのですが、その点の制度の周知なり、広報なりはどういうふうにしているのでしょうか。

企画課長 2月15日号の市報で広報させていただき、それから関係の窓口、例えば市民税課ですとか、

当然企画課にもございますし、あと環境課、それから生活福祉課、各支所ということで無償給付に関する資料を置いてございます。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

やはりその普及率がどのくらいか、実態の数字をもう少しつかんでいただいて、まだまだ及ばないようでしたら、これは国に対してアナログ波の停止の延長というのも求めていると思いますので、この点についてはどうでしょうか。

企画課長 現状国は、延長はしないという方向性でございます。これは、関係各方面でもその方向で進めておりますので、市としましてはそれに従って7月までの停波の間にそういった世帯がないように広報、PRをしていき、必要な国への支援対策を市民に対してPRしていく、そういった方向で今進めております。

以上です。

宮岡幸江委員 ただいまの地デジに対する説明の続きなのですが、入間市の難視聴地区というのができていますよね。仏子もそうですし、それから鎌山地区でしょうか、そこら辺の対応というのは、今どの程度進んでいるのでしょうか、説明ができていますでしょうか。

企画課長 これは、新たな難視地区ということで指定をされているところでございまして、仏子地区、それから鎌山地区、それから野田地区の3地区が一番先に指定をされました。既にこういったところはBS、衛星放送での受信、これ全額国費でございますけれども、させていただくということで、各世帯の戸別訪問で今対応しております。既に申請書等の配布が始まっておりまして、そういったようなものが提出をされて、順次設備が設置をされているというふう聞いております。これ以降、最近の情報では、新たに2カ所新たな難視地区の指定がございました。1カ所は、宮寺の小ヶ谷戸地区の数世帯、それから東金子、森坂地区、ここも全地域ではなく、ある特定の世帯、そういったところについて情報がございましたので、これも県のほうの対策会議のほうからの指示がございまして、同じように各世帯への戸別訪問をさせていただきまして、対策をするということで今進んでおります。

以上です。

宮岡幸江委員 そうしましたら、新たに何カ所かできたようですけれども、これが実際に始まってから見えなくなるというような心配というのは入間市内でありますか、まだ。

企画課長 そういった世帯も出てくると予想はしております。

宮岡幸江委員 その場合の対応というのは考えてられるのですか。

企画課長 先ほど相談窓口の設置のことでお話をしましたが、停止以降1カ月程度も相談窓口を開設しておりますので、そういったところでの対応、それから県のほうの対応とあわせて実施させていただくと。受信方法は、やはりBS、衛星放送での受信で対応していくということで

考えております。

以上です。

宮岡幸江委員 企画費の中の男女共同参画もいいのですよね。推進費のほうで今回2次の計画の改定に当たりますよね。それで、そのときの560万円というのは、これ業者が入っている値段なのでしょうか、そこら辺を伺いたいのですけれども。

副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 お答えいたします。

男女共同参画推進費の560万円につきましては、事業実施に係る謝礼等でございます、プランの策定に係る経費につきましては、用紙代程度しか計上してございません。

宮岡幸江委員 これ、その報酬が63万3,000円あるわけで、ということは人件費というのは入っていないわけですよね。そうすると、この560万円というのは、ほかの児童福祉のほうでもやったときに200万円か、そこらだったと思うのです。内容が違うから、あれでしょうけれども、計画を立てるに当たっての業者というのかしら、基本の大ざっぱなものをまとめてくれる、そんな業者は全然入っていないということになるのですか。

副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 男女共同参画審議会にプランの基本方針について諮問しておりますので、その中の審議会の中での検討、また職員部会での検討、それらで協議を行いながら策定していく予定でございます。また、策定に当たりましては、男女共同参画推進条例ができましたので、その条例に基づき、また昨年9月に実施した市民意識調査の結果なども踏まえ、また条例策定に当たりましてパブリックコメントを実施しましたが、その意見も、それからまたこちらの委員会での意見などを参考にさせていただきながら策定していくようでございます。現在審議会の草案部会で基本的な考え方について検討中でございます。

以上です。

吉澤委員 45ページの市民意識調査ですけれども、3年ごとに行われているということで、系統的にいろいろ調査結果を見ていくということでは、前回と同様の調査項目を踏襲していくのかなとも思うのですが、この調査項目については、毎回検討されているのでしょうか。

広報広聴課長 調査項目につきましては、この調査自体がなるべく簡易な質問というような形をとりませんと回答率が下がるということがございますので、一部変える部分はございますけれども、継続的な調査項目になる予定でございます。

以上でございます。

吉澤委員 確かに本当に答えるのが、例えばお年寄りの方だと、それだけで、丸つけるだけでも大変という方もいらっしゃるの、なるべく簡易な方法もお願いしたいのですけれども、やはりご時世に反映したものであるとか、市政運営に反映できるようになるべく市民の意見を吸い上げるような形でまた調査項目をその都度綿密に検討していただけたらなというふうに思い

ます。

要望で以上です。

委員長 よろしくお願ひします。

ほかにございませぬか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項5統計調査費について質疑を願ひします。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1基金費、項2諸費、款13予備費、項1予備費について質疑を願ひします。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1基金費、項2諸費、款13予備費、項1予備費について質疑を終結いたします。

次に、第2条、継続費、第3条、債務負担行為、第4条、地方債、第5条、一時借入金、第6条、歳出予算の流用について質疑を願ひします。

堤委員 この中で地方債の関係ですけれども、概要の資料をいただきましたけれども、6ページに、ちょうど5年前の債務残高の推移という表の中で、ちょうど5年前と同じ借り入れの残高の水準なのですけれども、中身を見ると、建設地方債につきましては、ちょうど5年前と比較すると37億円は減になっておりまして、逆に特例地方債につきましては、5年前に比べると48億円ほどふえているわけですが、総額では同じほぼ数字にありながら、中身を見ると、将来負担にふさわしい建設債についてはある程度の伸びというのは考えられるわけですが、建設債が減って消費的に使わなければならないような特例債については逆にふえているという、この辺の中身については、どういうふうに分けられているのでしょうか。

財政課長 まず、特例地方債と申しますのは、もう臨時財政対策債がほとんど、例えば減収補てん債ですとか、そういったものもありますけれども、そのほとんどは臨時財政対策債ということになります。先ほどもちよつとご説明申し上げましたけれども、やはり税収が少なくなってきた現金で来る普通交付税が少なくなると臨時財政対策債がふえてくるという構図がありますので、市政運営を行う上では、これらの発行というものはやはりしなければ、なかなか経常的な事業というものも継続できなくなってしまうという流れの中でこの特例地方債の残高が上昇してきたということがあろうかと思ひます。また一方、一般市債のほうにおいても建

設債というものを、まず建設債発行するわけでございますけれども、極力建設債の発行を抑制するためには、交付税の代替措置である臨時財政対策債に頼るということも一部あったりするものですから、建設地方債の発行というのは抑制をする傾向にもあるということが背景になると思っております。

以上でございます。

堤委員 最終的に例えば減税補てん債とか、そういうものについては、後年度国のほうからある一定の割合で交付税措置がされるという、今回の予算の中にも一部ありますけれども、例えば188億円特例地方債ということで残額が年度末に見込まれるわけですが、これに対する国の対応というのは、どういう形になるのでしょうか。

財政課長 ほとんどの臨時財政対策債につきましても、その償還額に対する後年度交付税措置がされるという同様なものでございます。

堤委員 それは、補償は確定できるのですか。そういう名目で対応はするということになってはいますけれども、確かに公債費の中でちゃんと補てんされているという形のものがあるものであれば、例えば単純な考え方をすると、特例地方債はよほどの借り入れをしない限りはだんだん減る傾向にあるという見方が普通一般的だと思うのですが。

財政課長 残高の上昇につきましては、やはり発行額と償還額との関係になるかと思っております。その基準財政需要額に算入をされて交付税措置がされるという、国はそういう制度をつくっておりますので、臨時財政対策債の元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額という必要な金額に算入がされますということですから、形的、制度的には交付税措置がされているということで制度上なっております、それも規定されてございますので、補償もされているという解釈でございます。

堤委員 そういった過去の借り入れに対する補償は仮に100パーセントあったとする場合に、単年度の市債の発行は、その増加分をしないような発行の仕方、要するに特例公債がふえないような、そういう発行の仕方というものを将来的な負担を考えれば必要だと思うのです。例えば建設債とか、そういう目に見える形の後年度負担というのは、ある程度説得力があると思うのですが、特例公債の場合には、必ずしも目に見える形のものがないわけですよね。それが例えば国が補償するからとはいっても残高がどんどんふえていくということは、やはり傾向としては好ましい傾向ではないだろうと。ましてや当然ふえた分は、いずれは返していかなければならないということを考えれば、ある一定の水準でやっぱりとどめおくべきだろうということが考えられると思うのですが、将来的には今の財政状況からいうと、この特例公債もしばらくはふえざるを得ないと、このような判断なのでしょうか。

財政課長 全く同様な考え方の中で財政運営はしていきたいと思っております。今のお話の中でよりわかりやすい資料と申しますと、170ページをお開きいただければと思います。170ページを

お聞きいただきますと、右から3つ目の列になります。当該年度中増減見込というところがございませう。大枠で申し上げますと、1の普通債というのが一般地債という考え方で整理をいたします。そして、その他というのが特例地方債という整理の仕方を申し上げますと、通常的一般市債のものについては、いわゆる元金償還見込額というのが右側の14億7,347万3,000円という数字。そして、同様にこれを返済をしながら、新たに16億1,870万円の発行もさせていただいているというところでございませう。この内訳というのが、この総務から成っております。土木の9億5,000万円という発行が大きく影響を及ぼしているというところがこの表からご理解いただけるものと思っております。これについては、学校耐震等がかかわっているということでございませう。そして、その他につきましては、いわゆる特例地方債の返済金につきましては11億7,371万4,000円。そして、今回の臨時財政対策債の21億4,000万円という形の償還または新たな発行という関係の数値がここでごらんいただけるかと思ひます。望ましくは、その他のところについても、さらに普通債の1番のところについても返済額の以下に抑えて市債を発行したいと考えているところでございませうけれども、短期的な前倒しの学校債ですとか、通常現金で来る交付税額が下がることのしわ寄せの臨時財政対策債の増額というものについては、やはりなかなかこれが通常の扶助費ですとか、そういった形に、支出される財源となるものですから、その抑制については難しいものもあるというところも一方ではご理解いただきたいと思っております。基本的には、委員さんがおっしゃられた極力市債の発行を抑制するという基本姿勢は持っているというところでご理解いただければと思っております。

以上でございませう。

委員長 ほかにございませうか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ第2条、継続費、第3条、債務負担行為、第4条、地方債、第5条、一時借入金、第6条、歳出予算の流用について質疑を終結いたしました。

以上で企画部所管のものの審査は終了いたしました。各部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

ここで休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

## 概要説明

庶務課長 それでは、庶務課所管の平成23年度予算概要についてご説明いたします。

まず、歳入についてですが、予算説明書18、19ページ、上段でございます。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料、説明欄、行政財産目的外使用料1,859万円のうち庶務課所管分は450万6,000円で、前年度と同様の内容であります。主に本庁舎食堂の光熱水費使用料、自動販売機等の電気料などを受け入れるものでございます。

次に、歳出についてですが、予算説明書40、41ページ、中段でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、庶務課所管の主なものについてご説明いたします。説明欄、大事業、庁舎管理費のうち、中事業、維持管理費1億4,598万円は、本庁舎の維持管理に要する経費で、光熱水費や老朽化した電話交換機等の更新を含めた通信運搬費、警備、清掃、機械設備関連保守など26業務の維持管理委託料が主なものでございます。

同じく中事業、修繕費1,070万7,000円は、本庁舎の維持管理に必要な修繕を行うもので、新たに設置してから20年が経過し、老朽化の著しいC棟の冷温水発生機2台の全分解整備修繕や、C棟空調用エアフィルター交換修繕等を実施するとともに、突発的に発生する緊急修繕に対応してまいります。

同じく中事業、諸工事費200万円は、森の駐車場出入り口歩行通路が狭く、危険であることから、歩行者の安全性の確保を図るため、新たに歩行通路拡張工事を実施するものでございます。

次に、大事業、文書管理費のうち、中事業、郵便関係費4,414万1,000円は、文書等の発送に伴う郵便料金及び支所、公民館等の市内公共施設等への文書集配業務に係るパート職員の賃金でございます。

同じく中事業、文書関係費1,537万7,000円は、印刷室の印刷関連機器や複写機等の借り上げ料及びそれに使用する再生紙購入等の消耗品費が主なものでございます。

次に、大事業、法規事務費549万5,000円は、例規資料の収集、例規の審査更新に要する経費で、例規集追録作成及び例規データ更新委託料や、例規システム使用料が主なものでございます。

以上で庶務課所管の予算概要説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

管財課長 それでは、管財課所管のものにつきまして、平成23年度一般会計歳入歳出予算の概要を説明させていただきます。

まず、歳入について説明させていただきます。予算説明書18ページから19ページ、款14使

用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料の行政財産目的外使用料1,859万円のうち管財課所管分は1,408万4,000円で、産業文化センターや市民会館などの各施設の事務室、食堂、東京電力の電柱、N T Tの電話柱、公共施設内職員等駐車場などの使用料です。

次に、30ページから31ページ、款17財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地建物貸付収入の土地貸付料1,295万7,000円のうち1,214万8,000円が管財課所管分です。個人に貸し付けが8件、法人貸し付けが16件の貸付料となります。

次に、同じく目2 利子及び配当金、節1 利子及び配当金の土地信託配当金641万円は、土地信託事業契約に基づき、配当金を受け入れるものです。

次に、同じく項2 財産売払収入、目2 不動産売払収入、節1 土地建物売払収入1億2,800万円は、久保稲荷5丁目埋蔵文化財遺物整理事務所跡地1,527平方メートルの売却と、不用道水路の敷地の売り払いを予算計上いたしましたものでございます。

次に、32ページから37ページ、款21諸収入、項5 雑入、目1 雑入、節4 雑入のうち、35ページ、説明の欄の上段から4段目、線下補償料収入2,349万7,000円のうち2,314万6,000円が管財課所管分で、J R東日本株式会社と東京電力株式会社からの線下補償料を計上したものでございます。

同じく35ページ、説明の下段から上に10段目の電子入札共同システム水道企業会計負担金8万円は、平成20年度から県の電子入札共同システムに参加しており、指名参加業者の登録に係る事務を行っております。水道企業会計においても、登録業者を初め入札公告や入札の執行、入札結果の公開などこのシステムを利用しておりますので、一般会計で県に支払っている負担金の一部を水道企業会計から受け入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。次に、歳出1点のみ説明させていただきます。予算説明書46ページから47ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、大事業、契約事務費の中事業、事務費628万円のうち190万6,000円は、先ほど説明させていただきました電子入札共同システムの負担金で、内訳は運営費負担金が139万3,000円、入札参加共同審査負担金が7万3,000円となります。

以上で管財課所管の予算説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。

情報システム課長 続きまして、情報システム課所管について申し上げます。

まず、歳入から、予算説明書30、31ページをお開きください。中段やや下になります。款17財産収入、項2 財産売払収入、目1 物品売払収入、節1 物品売払収入、不用物品売払収入26万5,000円のうち22万4,000円は、使用期間終了後の不用パソコンの売却による収入であります。

次に、34、35ページをお開きください。上段、款21諸収入、項5 雑入、目1 雑入、節4 雑

入、説明欄5番目、水道料金等計算業務受託収入1,001万1,000円は、水道事業会計から電算処理にかかわる機械器具借り上げ料、人件費、需用費について、その使用割合により受託額を積算し、受け入れるものであります。

次に、歳出、42、43ページをお開きください。中段やや下になります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、大事業、電子情報管理費2億8,237万円は、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営、維持管理等にかかわる経費で、前年度対比679万2,000円、率にして2.46パーセントの増額で計上いたしました。

中事業、電子計算管理費、小事業、電子計算機器等運用管理事業1億6,974万6,000円は、システムの運用支援や保守業務の委託料と機械器具等の借り上げ料であり、前年度対比343万6,000円の減額となりました。

同じく小事業、電子計算業務技術支援委託事業4,362万2,000円は、電子計算機の効率的活用を図るため、システムエンジニア及びヘルプデスク並びにキーパンチャー業務を委託するもので、前年度対比37万8,000円の減額となりました。

同じく小事業、ネットワーク通信回線管理事業3,389万9,000円は、本庁と各出先機関とのネットワークに必要となる通信回線及びネットワーク機器の使用料で、前年度対比168万1,000円の増額となりました。

また、小事業、電子申請共同システム運営事業42万5,000円は、電子申請システムにかかわる経費で、平成22年度に運用システムを変更したことに伴い、前年度対比88万5,000円の減額となりました。

次に、中事業、電子計算機器等整備費、小事業、パソコン整備事業2,714万3,000円は、平成22年度の入れかえ台数が少なかったこともありまして、前年度対比1,030万1,000円の増額となりました。

以上で概要説明とさせていただきます。

市民税課長 平成23年度一般会計予算のうち、市民税課所管の概要を説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算説明書12ページから13ページをお開きください。款1市税、平成23年度市税総額は209億709万円を計上し、前年度対比5億7,428万5,000円、率にして2.7パーセントの減額となっております。また、一般会計の歳入総額に占める市税の割合は53.9パーセントとなっております。

それでは、初めに市民税課所管の主なものでございますが、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては81億3,016万9,000円を計上し、前年度対比6.3パーセント、5億4,460万3,000円の減額であります。

内訳といたしましては、まず均等割の2億1,119万2,000円でございますが、平成23年度の納税義務者数は、パートタイム労働者の雇用増が期待されるものの、失業率は依然として高

どまりしていることから、約500人の減少を見込んでおります。また、平成21年度決算による個人市民税の収納率97.05パーセントをもとに収納率を97.7パーセントから97.1パーセントに見直しを行った結果、平成22年度当初予算額の1.3パーセントの減額で計上することになりました。

次に、所得割の78億1,897万7,000円ですが、所得割の主体となっている給与所得者を取り巻く環境は引き続き厳しく、景気が足踏み状態にあって、所得の伸びも見込みにくいことから、平成22年度当初予算に対して6.4パーセント、5億3,180万3,000円の減額となっているところです。昨年の9月補正の額からは0.8パーセント、6,540万2,000円の減額にとどまっております。また、収納率は均等割と同様に、97.1パーセントに見直しを行っております。

退職所得分離課税分の1億円につきましては、退職者数そのものが減少傾向にあること、早期退職者の割り増し支給の減少、また支給額の一部について個人年金型を選択する傾向の増加等により、平成22年度当初予算額に対して1,000万円の減額を計上いたしました。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては11億297万8,000円を計上し、前年度対比4,494万5,000円、率にして4.2パーセントの増額であります。

内訳といたしましては、まず均等割でございますが、法人数を0.6パーセント、20社の増加を見込みましたが、均等割額の高い法人数の減少が予想されることから、0.2パーセント減の3億6,938万8,000円を計上いたしました。

次に、法人税割でございますが、前年度対比6.7パーセント、4,577万7,000円増の7億3,359万円を見込みました。法人の規模別の法人税割額の見込みでは、税率別14.7パーセント、資本金10億円超は、平成22年度中の確定申告額が伸びていないことから、平成23年度は1.4パーセントのマイナスと見込みました。税率13.5パーセント、資本金1億円超から10億円以下では、平成22年度において市内企業が新たに市外に事業所を設置し、従業員の移動があったため、税額の従業員割が減少したこと、その他の個別要因によって約6,000万円の法人市民税が減額となっていることから、32.0パーセントのマイナスを見込みました。最後に、税率12.3パーセント、資本金1億円以下では、平成22年度の確定申告額が順調に伸びていることから、1億90万8,000円、60.7パーセントの大幅な増額を見込んでいます。

次に、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分につきましては1億7,825万1,000円を計上し、前年度対比703万8,000円、率にして4.1パーセントの増額であります。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては6億9,593万9,000円を計上し、前年度対比2,893万9,000円、率にして4.3パーセントの増額であります。なお、たばこ税値上げによる補正後の額と比べると2,106万1,000円、率にして2.9パーセントの減となっています。また、たばこの消費本数については、旧3級品で2パーセント、旧3級品以外で6パーセントの消費本数の減少があるものとして予算額を積算しております。

続きまして、予算説明書28から29ページをお開きください。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金につきましては2億1,750万円を計上し、前年度対比153万円、率にして約0.7パーセントの減額であります。

県民税徴収委託金につきましては、県民税の賦課徴収費用を補償するために県から交付されるものであり、納税義務者数に3,000円を乗じて得た額が交付されるものであります。また、平成23年度の納税義務者見込み数は、7万2,500人を見込んでおります。

次に、歳出でございます。予算説明書56から57ページをお開きください。款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、大事業、職員給与費3億5,686万2,000円、続いて大事業、税務管理費4,980万5,000円及び大事業、市たばこ税促進協議会補助金30万円それぞれにつきましては、特に説明すべき新たな事業はありません。

次に、予算説明書58ページから59ページ、款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、大事業、市税賦課費のうち、中事業、市民税関係費1,565万9,000円及び軽自動車税関係費166万7,000円につきましても、特に説明すべき新たな事業はありません。

以上、市民税課所管の予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

資産税課長 それでは続きまして、資産税課所管のものについて概要をご説明申し上げます。

予算説明書の12から13ページ、中段の款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分でございますが、90億6,340万8,000円を計上いたしました。前年度予算対比で1億2,929万7,000円、率にして1.4パーセントの減となっております。なお、平成22年度予算につきましては9月議会において減額補正しておりますので、補正後の予算と比較した場合には、新年度予算は0.1パーセントの増となっている状況であります。

それでは、土地、家屋、償却資産それぞれについて内容をご説明申し上げます。まず、土地につきましては、地価が下落している状況から、価格の時点修正を行いますので、その影響を考慮し、前年度対比1億2,178万1,000円、率にして2.9パーセント減となる41億2,382万4,000円を見込み、計上いたしました。平成22年度最終予算との比較では、1.8パーセントの減額であります。

次に、家屋につきましては、平成22年中に完成し、平成23年度に新たに課税となる建物によりまして、前年度対比6,869万2,000円、率にして1.9パーセントの増となる37億1,160万5,000円を見込み、計上いたしました。平成22年度最終予算額との比較では、2.5パーセントの増額であります。新規の大規模家屋といたしましては、運送会社の集配センター、パチンコ店のほか、マンション2棟があり、全体で約740棟の新增築を見込んであります。

次に、償却資産につきましては、前年度対比7,620万8,000円、率にして5.8パーセント減の12億2,797万9,000円を見込み、計上いたしました。平成22年度最終予算額との比較では、

0.9パーセントの減となっています。企業及び事業者の設備投資の動向は、把握が難しい面がありますが、一定の設備投資の回復は見込まれるものの、税収の大幅な増につながるような回復は期待できないという認識のもと見積もりをいたしてございます。

次に、目2 国有資産等所在市町村交付金、節1 交付金につきましては、前年度対比116万8,000円、率にして1.6パーセント減の6,984万5,000円を見込み、計上いたしました。減額の要因は、減価償却などによる固定資産の評価額の減額によるものでございます。

続きまして、予算説明書の12ページから13ページないし14から15ページにかけての款1 市税、項7 目1 都市計画税、節1 現年課税分でございますが、13億4,469万1,000円を見込み、計上いたしました。前年度対比で788万8,000円、率にして0.6パーセントの減となっております。

土地につきましては8億25万7,000円、前年度対比1,817万5,000円、率にして2.2パーセントの減となっております。

家屋につきましては5億4,443万4,000円、前年度対比1,028万7,000円、率にして1.9パーセントの増となっております。増減の理由は、土地、家屋とも固定資産税と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

収税課長 続きまして、収税課所管の概要をご説明いたします。

初めに、本年度の徴収対策であります。督促状の発送はもとより、臨宅徴収や夜間、休日の電話催告などを実施するとともに、再三の催告に応じない、また納付の約束も一向に守られないなど納付に全く誠意が感じられない滞納者に対しては預金、給与、不動産等の差し押さえを実施し、収納の確保に努めていきたいと考えております。

それでは、市税歳入のうち、滞納繰り越し分の主なものにつきましてご説明申し上げます。予算説明書12ページから13ページでございます。款1 市税、項1 市民税、目1 個人、節2 滞納繰り越し分1億6,395万8,000円につきましては、収納率を過去3年間の平均18.1パーセントを見込み、予算計上させていただきました。

次に、項2 固定資産税、目1 固定資産税、節2 滞納繰り越し分1億3,206万5,000円につきましても、収納率を過去3年間の平均14.8パーセントを見込み、計上させていただきました。

続きまして、14ページから15ページ、上段でございます。項7 都市計画税、目1 都市計画税、節2 滞納繰り越し分1,986万6,000円につきましては、固定資産税と同様に14.8パーセントの収納率を見込み、予算計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、予算説明書58ページから59ページでございます。款2 総務費、項2 徴税費、目2 賦課徴収費、大事業、過誤納還付金及び還付加算金等、中事業、市税過誤納還付金及び還付加算金4,500万円でございますが、これにつきましては毎年度当初予算に

計上させていただいておりますが、市税を納め過ぎた場合や、課税更正により還付金が発生したときに対応するための予算でございます。

以上、収税課所管の予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款1市税、項1市民税について質疑を願います。

吉澤委員 参考資料のほうで、1ページで、個人市民税の現年課税分で、所得割のほうで農業所得が10パーセント減少なのですけれども、こちらは農業所得者が減っているのか、ちょっとその辺の内訳というか、状況をお聞かせください。

市民税課長 農業所得の減でございますが、人数は38から36と2名ほど減っている状況でございます。ただ、それと同様に、申告額のほうも減っているということでございます。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

それと、個人市民税の減免の検討で、決算のときに減免の適用について検討するというお話だったのですけれども、現在どの程度までを内部で検討されているのかどうか、お聞かせください。

市民税課長 検討状況ということでございます。現在市民税課の業務といたしまして、確定申告の受け付け及び5月に納税通知書の発送ということで、非常に多忙を極めておる状況でございます。まことに申しわけない状況ではございますが、その多忙期が過ぎた後、検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

例えば他市の状況とか、そちらのほうは、これからでは調べるというようなことでいいのでしょうか。まだ検討はこれからということよろしいのでしょうか。

市民税課長 所沢、狭山、飯能市の現在の基準の制定状況及び運用状況等々につきましては、把握をしております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。近隣でも多分こういった事例、減免を適用するという事例は、余り多くはないのかもしれないのですけれども、例えば川崎市では要綱で前年の所得に比較して、これだけ減ったら10分の7あるいは全額免除するというようなことも要綱でしっかり定めていますので、近隣だけではなくて、いろいろな全国的な事例も検討してもらって、入間市での適用方法もいろいろ検討してほしいと思います。これからということですので、ぜひ要望をお願いしたいと思います。

ちょっと現段階で、国会の状況によると思うのですけれども、まだ確定ではないかもしれませんが、法人税の減税で、この予算には組み込まれていないと思うのですけれども、現段階で市に及ぼす影響というのは、どのようにとらえているのでしょうか。わかればの話なのですが。

市民税課長 市全体に与える影響ということになりますと、交付税の問題等々がございます。その分については、私ども承知ちょっとしておりません。市民税課に与える影響ということでお答えをさせていただければ、法人市民税をいただいています。法人市民税の課税標準というのは、法人税額を課税標準としておりますので、5パーセント法人税額が減ると、その分市の法人市民税額も減るといふふうに認識しております。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員からの質疑に入りたいと思います。

山本議員 法人市民税の関係で1点だけお伺いをいたします。

過去の総務省のほうで取りまとめている決算カードを拝見していると、法人税割の部分で超過課税がかかっている、平成20年度の決算ベースで1億5,000万円何がしということなのですが、この法人市民税の超過課税の状況について、課税の対象、それから恐らく税率の加算だと思っておりますが、税率がどうなっているのか、本年度の予算の中でどのぐらい見込まれているのか、お聞かせをいただければというふうに思います。

市民税課長 まず、法人市民税でございますが、地方税法の規定に従いまして、標準税率が12.3パーセントと規定をされております。それに対しまして、制限税率は14.7パーセントが定められております。

対象ということですが、市の条例では、先ほど来歳入の中で申し上げているとおり、1億円から1億円超、10億円以下が13.5パーセント、10億円以上が14.7パーセントということで、この2区分が対象ということになります。

税率につきましては、今申し上げた状況でございます。

続きまして、見込みでございますが、ちょっと申しわけございません。こちらのほうで具体的な金額は示していないのですが、平成20年度決算カードのデータで約1億5,000万円という数字が出ております。平成20年度に対しまして平成23年度は法人市民税が落ちていますので、あくまで予想というか、概略でございますが、1億2,000万円とか、その辺の金額に落ちつくのかなというふうに考えております。申しわけございません。

以上です。

委員長 以上で款1市税、項1市民税についての質疑を終結いたします。

次に、項2 固定資産税について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ項2 固定資産税についての質疑を終結いたします。

次に、項3 軽自動車税、項4 市たばこ税、項5 鉱産税について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ項3 軽自動車税、項4 市たばこ税、項5 鉱産税について質疑を終結いたします。

次に、項6 特別土地保有税、項7 都市計画税について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ項6 特別土地保有税、項7 都市計画税について質疑を終結いたします。

次に、款14 使用料及び手数料のうち所管のもの、款15 国庫支出金のうち所管のもの、款16 県支出金のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款14 使用料及び手数料のうち所管のもの、款15 国庫支出金のうち所管のもの、款16 県支出金のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17 財産収入のうち所管のもの、款21 諸収入のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款17 財産収入のうち所管のもの、款21 諸収入のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のもの、目5 財産管理費、目20 諸費のうち所管のものについて質疑を願います。

吉澤委員 入札の関係についてなのですが、まず1つ目は総合評価制度で試行で行っているという段階だったと思うのですが、新年度何件入札に適用されるのかどうか、お聞かせください。

管財課長 総合評価制度に基づく入札につきましては、平成22年度につきましては2件の入札を行っております。平成23年度の新年度につきましては、工事の一応各課からの予定が整いました時点で、それを総合評価に見合った工事を選びまして、それによりまして総合評価制度の入札を計画したいと思います。

以上です。

吉澤委員 たしか今県の指針に基づいて実施されているのかなと思うのですが、これは入間市独自で、例えば日野市さんですとか野田市さんでも労働者への賃金というところでの適正な価格を支払われているかどうかという評価項目も加えていると思うのですが、やはり今ダンピングで

すとか、また下請業者に賃金がきちんと確保されているかどうかというところでいろいろ、ワーキングプアの問題もありますので、こうした賃金確保というところで評価項目を加えるということも積極的に、独自に検討していいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

管財課長 総合評価制度の内容につきましては、県のマニュアルに沿って行っているものでございます。総合評価につきましては、市の独自というものは今のところ考えておりませんが、そういった労働賃金の確認行為、確保の点につきましては、今平成23年度、これからなのですが、建退共のものに入っている業者の格付等につきまして加算点をつけるとか、今現在、平成22年度も行ってありますが、下請工事に入ったものにつきましては指定通知というものを outs せまして、そのものにつきまして完了した時点でこの内容について間違いはないかと、ここは聞き取り調査ではございますが、そういったものの工事が終わった時点での確認行為というのは今年度より行っております。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

それから、続いて小規模修繕工事登録制度なのですけれども、これ一般競争入札参加業者と、それから小規模工事のみの登録業者の今受注割合はわかるでしょうか。

管財課長 平成22年度工事がほとんど、期間的には3月ということなのですが、各事業課からうちのほうに送られてきているものは、第3・四半期までのものでございます。第3・四半期をちょっとうちのほうで集計しましたところ、小規模工事に対しまして1,222件の工事を行っております。そのうち、小規模登録業者が451件、その他の業者につきましては771件と続きまして、約37パーセントの一応小規模登録業者のほうの発注となっております。

以上でございます。

吉澤委員 これ金額別ではわかるでしょうか。

管財課長 金額で申しますと、全体で2億7,700万1,195円でございます。小規模登録業者の451件につきましては3,574万1,363円、その他の業者につきましては2億4,125万9,832円となっております。これは、第3・四半期までの金額でございます。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

多分同じような制度、県内で広がっていると思うのですけれども、自治体によっていろいろ金額の制限とか、まちまちだとは思いますが、入間市で確かにトータルで2億7,000万円とこれだけの金額を出しているのは珍しいとは思いますが、その内訳がやはり見ると、ほとんどが入札参加業者ですよね。この制度の本来の趣旨に照らしてみると、入札に参加できない小規模の業者にも受注してもらおうという、いわば小さい業者の仕事起こしに

もなっている制度なので、そういう本来の制度の趣旨から照らしてこの状況はどうかかなというふうに考えるのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

管財課長 この小規模工事の制度につきましては、管財課の所管のものでございますが、事業発注につきましては事業課のほうで発注となっております。それで、私のほうでも当初その都度、四半期ごとの集計をいただくところの案内に、できる限り地元の小規模登録業者に発注をお願いしたいということのお願いはしております。

以上でございます。

吉澤委員 担当課として努力はされているということはわかるのですが、それがではお願いした結果、どのように変化があったのかなというところはどうか。

管財課長 各課の過去の年度のということでございますが、平成21年度、この小規模の関係でございますと、委員さんのほうも昨年度の状況等もわかっていると思いますが、そんなに正直な話、ふえているとかということではございません。その程度の低くなっているところはございませんが、同程度の発注となっていることに対しては事実でございます。

以上でございます。

吉澤委員 できる限り本来の趣旨に沿ってやっていただきたいなというのと、もう少し詳しく中身こちらも把握してからになると思うのですが、ほかの自治体では、いわゆる小規模工事登録業者のみに限定しているところもあるのです。もちろんそういう自治体は2億幾ら、何がしも出していないと思うのですけれども、総額にして。いろいろな方法でなるべく地元の小規模の業者に仕事を回すという趣旨でいろいろ工夫されているところもあると思いますので、ほかの自治体の状況なども調べながら、ぜひ前向きにまたご検討いただければと思います。

駒井委員 本庁舎の維持管理についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、本庁舎の耐震のほうはどのようになっているか。

庶務課長 耐震診断の関係は、毎年度実施計画のほうには要望しているのですが、なかなか査定がされなくて見送りという状況になっております。私たちは、この庁舎が災害対策本部の本部にもなっていますし、速急に耐震診断をやっていただきたいということは訴えているのですが、なかなかいろいろな厳しい財政状況の中で、厳しいということで見送りになっているのが現状でございます。課としては、毎年実計にのるよう努力はしていきたいと考えております。

以上です。

駒井委員 耐震ということは、それをやってから、これからどういうふうに直していくかというふうな段取りになっていくわけで、大切な点だと思うので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

また次に、防水関係、これについてはどうでしょう。

庶務課長 屋上防水につきましても、再三実計の中で要望しているわけですが、企画課のほうもその

趣旨はよくわかるということは理解してくれているわけなのですが、なかなか実計の査定の中で査定はされていないと、見送りということになっております。

以上です。

駒井委員 あと、細かい話なのですが、停電になったりなんかしたときの発電機関係の管理、維持というのはどのように。

庶務課長 それは、委託の中で点検をしてございます。

駒井委員 委託の中の中身とかについての内容については、職員のほうのあれはあるのでしょうか。検査というか。

庶務課長 法定検査で月1回点検するということが決まっていますので、毎月1回は点検はさせていただいております。

駒井委員 何かエンジンとか、そういうふうな形でやられるわけですか。

庶務課長 そのとおりです。

駒井委員 実際に発電してみるとか、そういうふうな作業もやられているのですか。

庶務課長 一月に1回そのように発電をして点検しております。

駒井委員 今流れの中で聞いていったわけですが、今ニュージーランドとか、ああいうところで大変な地震が起きていっているわけで、その中で耐震とか防水とか、今言った発電とか一体となってやっぱりこの庁舎の中の機械を動かす内容だと思うので、これからもいろいろあると思いますが、企画課のほうにしっかりと働きかけて進めていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目5財産管理費、目20諸費のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項2徴税费について質疑を願います。

吉澤委員 実施計画のほうで、35ページの28番で、市税等収納率向上対策事業のシステム改修ということなのですが、これは具体的にシステム改修がされてどのように変わるのか、内容をお聞かせください。

収税課長 こちらのほうの委託につきましては、平成24年度になろうかと思うのですが、コンビニ収納を実施したいと思っております。そのために平成23年度に、今現在市税統合システムというのがあるのですが、こちらのほうのシステムに改修を行うというような委託料でございます。内容的には、コンビニ専用の納付書になりますと、バーコード等振るような形になりますので、その位置ですとか、レイアウトですとか、そういったもろもろの変更がございますので、それらを予算計上させていただきました。

以上でございます。

塩屋委員 今回の関係で、これは以前から納付の関係というのは出ていたと思うのですが、当時説明されたのは、いろいろと関係者に払う手数料の問題もあるというようなこと出ていたのですが、具体的に今回はどうして一歩進められる状態というふうに判断できたのか教えてほしいと思うのですが。

収税課長 これにつきましては、近隣ダイアの4市のうち、所沢、狭山、飯能、これについてはもうコンビニ収納を実際やっているのですけれども、入間につきましては数年前から実施計画の上では要求のほうさせていただいておったのですけれども、費用対効果等考えますと、当然コンビニでも手数料等が発生しますので、なかなか実現しなかったというようなことがあるのですけれども、現代の納付の状況、こういったものの納付の環境の整備というような点で平成24年度の実施に向けて平成23年度に改修費等を計上させてもらったものでございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項2 徴税费についての質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものの審査は終了しましたが、各部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時08分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管のものの審査を行います。

まず、検査課長より概要説明を求めます。

概要説明

検査課長 それでは、検査課所管の予算概要について説明させていただきます。

歳入はなく、歳出1件のみでございます。予算説明書42から43ページ、中段よりやや下のほうをごらんいただきたいと思います。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、大事業、検査事務費、予算額4万6,000円となります。内訳は、旅費と需用費が主なものとなっております。

以上、1件となります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のものについて質疑を願います。  
ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のものについての質疑  
を終結いたします。

次に、会計課所管のものについて、会計課長より概要説明を求めます。

歳入歳出一括して説明を願います。

#### 概要説明

会計課長 それでは、会計課所管のものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入ですが、予算説明書の32、33ページをお開きいただきたいと思います。中段になります。款21諸収入、項2 市預金利子、目1 預金利子、節1 預金利子のうち、歳計現金預金利子72万3,000円につきましては、予定運用額7億円に対しまして、予想利率、年0.04パーセント、それから運用期間を4カ月で計上したものであります。さらに、普通預金分の利子を加味したものでございます。前年度予算より30万3,000円の大幅な減額となっておりますが、適用利率がわずかなため、減額となったものであります。なお、公金の運用につきましては、安全性を第一に適正な管理と効率的な運用を行い、引き続き収入の確保を図ってまいります。

続きまして、同じページの一番下の段になります。目1 雑入、節1 証紙売りさばき収入及び手数料825万2,000円につきましては、県証紙の売りさばきについて、市の窓口で取り扱う分の収入及び手数料でございます。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。節4 雑入の説明欄上から3行目になります。請求書等売上収入32万4,000円のうち24万円分が会計課所管分でございます。指名参加業者等が用いる請求書用紙の売り上げ代金で、前年と同額の計上でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。44、45ページをお願いいたします。目4 会計管理費、大事業、会計管理費282万3,000円につきましては、主に出納事務、審査事務等の経費でございます。経常経費でありますので、詳細は省略させていただきます。前年対比プラス3.14パーセント、金額にいたしまして8万6,000円の増額となっております。

最後に、56、57ページをお願いいたします。目20諸費のうち、説明欄上から3行目になります。大事業、県収入証紙購入費800万円につきましては、埼玉県から収入証紙を購入する費用の予算計上で、歳入と同額の計上であります。

以上、会計課所管の予算につきましてご説明いたしました。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費のうち所管のものについて質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについて、議会事務局参事兼次長より概要説明を求めます。  
歳入歳出一括して願います。

#### 概要説明

議会事務局参事兼次長 それでは、議会事務局所管のものにつきましてご説明をさせていただきます。

初めに、予算説明書の事項別明細書35ページをお開きいただきたいと思います。中段よりやや下段になりますが、歳入のうち、款21諸収入のうち項5目1節4雑入のコピー使用料91万6,000円のうち、議会事務局所管のものにつきましては19万2,000円を見込み、計上いたしました。前年度対比2万4,000円の増額となっておりますが、これはコピー実績を勘案して見積もりをさせていただいたものでございます。

次に、歳出についてでございますが、予算説明書38ページ、39ページをお開きいただきたいと思います。款1議会費は、総額3億5,582万2,000円で、前年度対比7,883万2,000円の増額で、率にして28.5パーセントの大幅な増額となっております。

主な内容でございますが、大事業、議員報酬等2億5,320万2,000円は、議員22名分の報酬等で、前年度対比7,793万3,000円の大幅な増額となっております。この主な要因につきましては、地方議員年金制度が廃止になることに伴いまして、市議会議員共済会負担金が増額になるものでございます。

次に、大事業、職員給与費6,936万1,000円は、事務局職員8名分の給料、手当、共済費で、前年度対比79万9,000円の増額となっておりますが、この主な要因は、職員共済組合負担金の増額によるものでございます。

次に、大事業、議長交際費につきましては、実績等を考慮いたしまして、前年度と同額の50万円といたしました。

次に、大事業、議会運営費は、6つの中事業から成っておりますが、まず中事業、本会議等費用弁償101万3,000円は、前年度対比6万2,000円の減額で、本会議及び委員会の費用弁償を見込み、計上いたしました。

中事業、委員会行政視察費428万円は、前年度対比50万円の増額となっておりますが、これは隔年実施の議会広報委員会行政視察の予算を計上したものでございます。

中事業、議長会費等160万円は、前年度対比2万5,000円の減額で、これは議長会等の会議、視察等の旅費、負担金、随行職員の旅費を見込み、計上いたしました。

中事業、政務調査費528万円は、前年度と同額で、22名分でございます。

次に、中事業、議場等管理費683万1,000円は、議場音響等設備の経費でございます。

事務費141万6,000円は、前年度対比55万8,000円の増額となっております。これは、主に佐渡市議会との交流事業が平成23年度は佐渡市議会を訪問することと、及び姉妹都市ヴォルフラーツハウゼン市市制施行50周年式典訪問に係る費用弁償などにより増額となったものでございます。

次に、大事業、事務局費についてでございますが、本事業については3つの中事業に分かれております。まず、中事業、会議録調製製本費785万6,000円は、本会議並びに委員会の記録作成のための委託料や会議録検索システム検索データ変換加工委託料などで、前年度対比12万5,000円の減額となっております。この主な要因は、ページ数など実績に基づき計上したものでございます。

次に、中事業、議会だより作成費324万4,000円は、議会だよりを年4回発行するための印刷製本費等で、前年度対比64万9,000円の減額でございますが、これは実績に基づきページ単価を下げたことによるものでございます。

次に、中事業、事務費123万9,000円は、議会事務局の事務経費を見込み、計上したもので、前年度対比2万8,000円の減額でございます。これは、先ほど申し上げました佐渡市議会との交流事業の受け入れの関係費用を減額したことなどによるものでございます。

以上、議会費の当初予算でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1 議会費について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1 議会費についての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて、選挙管理委員会事務局長より概要説明を求めます。

歳入歳出一括して説明を願います。

概要説明

選挙管理委員会事務局長 それでは、選挙管理委員会事務局所管のものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算説明書28ページから29ページをお開きいただきたいと思います。中段でございますが、款16県支出金、項3県委託金、目1 総務費委託金、節4 選挙

費委託金6,418万5,000円の計上でございます。

内容は、説明欄に記載の県知事選挙委託金3,464万8,000円は、8月30日に任期満了となる埼玉県知事選挙の執行経費が県から交付されるものでございます。

同じく県議会議員選挙委託金2,951万7,000円は、4月29日任期満了に伴い、4月10日、投開票が行われます埼玉県議会議員選挙の執行経費のうち、平成23年度中の執行経費が県から交付されるものでございます。

次に、在外選挙特別経費委託金2万円でございますが、こちらにつきましては国政選挙における選挙権の行使を保障する制度に基づき、その事務費が国から交付されるものでございます。

次に、歳出でございますが、予算説明書60ページから61ページをお開きいただきたいと思います。下段になりますが、款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は3,795万3,000円の予算計上でございます。

主なものとして、説明欄の大事業、報酬165万9,000円は、選挙管理委員会委員等5名の条例に基づく報酬でございます。

次に、次ページでございますが、右ページ、63ページ上段をごらんをいただきたいと思います。大事業、職員給与費3,505万9,000円は、事務局職員4名分の人件費でございます。

次に、大事業、選挙物品保管用倉庫移転事業72万1,000円でございますが、こちらは本年度の新規事業でございます。この事業は、生涯学習課が管理しております久保稲荷5丁目にごございます埋蔵文化財遺物整理事務所の敷地を借用し、2棟のプレハブ倉庫を保有、選挙物品の保管を行ってございましたが、平成19年度の行革長期プラン前期実行計画の中でこの敷地を売却することが計画され、移転を求められていたものでございます。平成23年度が計画上の移転の年となります。移転後の倉庫につきましては、旧宮寺清掃事業所の事務所2階、こちらを借用し、また本庁舎の地下倉庫、そして駐車棟のスロープの空きスペース、こちらのほうを利用して選挙物品の保管をする予定でございます。

次に、目2選挙啓発費31万9,000円は、選挙啓発に要する経費でございます。

次に、目3選挙費7,117万9,000円でございますが、平成23年度は3つの選挙が予定をされております。その執行経費を計上したものでございます。

まず、説明欄の大事業、県知事選挙費3,464万8,000円は、歳入でご説明いたしました県知事選挙の執行経費であり、歳入と同額の予算計上でございます。投票日等の詳細は、現在のところ決まっておりません。

次に、大事業、県議会議員選挙費2,951万7,000円は、知事選挙同様、歳入と同額の予算計上でございます。

最後になりますが、農業委員選挙費701万4,000円は、7月19日に任期満了となる農業委員

会委員の選挙執行経費を計上したものでございます。ご承知のとおり、農業委員につきましては16名が選挙による委員ということで、3年ごとの改選となり、本年がその年となります。

以上が選挙管理委員会事務局所管の予算の概要でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費について質疑を願います。

堤委員 昨年の参議院の選挙が終わって以来、多分毎回の投票行動の中で投票所の改善であるとか、例えば一番話として聞く内容としては、もうちょっとリラックスした、そういう投票環境を整えてほしいと、そういうことからBGMを流すとか、いろいろな要望が聞こえてくるわけですが、昨年の参議院の選挙のときから次の年度の県会議員の選挙までの間にいろいろな要望を検討した経過があると思うのですが、今回初めて取り入れる内容とか工夫する点、そういったものについては、どういうことがありますか。

選挙管理委員会事務局長 まず、投票所の要望でございますけれども、こちらのほうは終了後に投票管理者のほうから要望がございました。こちらについては、具体的には霞川団地集会所でございますけれども、こちら出入りする際にスロープがかけてあるわけなのですが、そちらのほうはかなり材質が弱いということで、非常に選挙に来られる方がちょっと心配になるということで、今回県議選につきましてはスロープを新しいものに取りかえるということで計画をしております。

また、投票所の投票しやすい環境ということで先ほどございましたけれども、これにつきましては従来より先ほどお話の出ましたBGMを流すということ、また花を置くというようなことで投票環境をちょっと和やかにするという工夫はしてございます。ただ、投票所の性格上、なかなかやはりある程度静粛性というようなこともございますので、そういったことを念頭に置きながら、今後も投票しやすい環境に努めてまいります。

以上でございます……失礼しました。それと、工夫した点ということでございますけれども、これは投票所の環境ではございませんけれども、啓発事業の一環といたしまして、今年度県議選から新たにこちらの横断幕、4月10日が県議会議員選挙という横断幕の設置、こちらのほうを新たに入間市駅のペDESTリアンデッキ、そしてサイオスとアイポットとの間のさんかくはし、それから藤沢駅、新しくなりましたが、そちらのほうの駅からバス停における高架のところがあるかと思っておりますけれども、そちらのほうに横断幕を設置をいたしまして、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2 総務費、項4 選挙費についての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて、監査委員事務局長より概要説明を求めます。

概要説明

監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局所管のものについてご説明を申し上げます。

事項別明細書の48ページ、49ページをお願いしたいと思います。款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、予算額32万8,000円につきましては、公平委員3名の報酬と事務費に関する経費でございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。64ページ下段から67ページにかけてということになります。同じく款2 総務費、項6 目1 監査委員費、予算額2,998万2,000円につきましては、監査委員2名の報酬並びに事務局職員3人の人件費が主な支出でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、款2 総務費、項6 監査委員費について質疑を願います。

塩屋委員 監査委員費のことで伺いたいのですが、従前からやっぱり監査委員の今の組織、制度自体が十分機能できる体制になっているだろうかという点で、個々の一つ一つの自治体で監査委員会を設けて運営する形からもうちょっと一步脱皮して集団的にやって、スタッフ的にも集めたりしてレベルを上げて、そして対応していくような形も必要という議論というのは従前からあるわけなのですけれども、実際職員、事務局長の立場で横の組織と話し合ったり、勉強会したり、あるいは監査委員自体がいろいろな講習受けたり、そういうときにそういう話題というのはある程度出ているのか、全くそういうことは触れられていないのか、ちょっと教えてほしいのですが。

監査委員事務局長 執行機関のほうをチェックするという立場での横とのそういった調整といいますか、話し合い、勉強会ということについては、主としては監査委員事務を担当する近隣市町村の関係する団体がありますので、その中での局長会議だとか、幾つかの研修会等がありますので、そこで横の関係では監査委員事務局としての勉強会等はやっておりますけれども、執行機関とのそういった連携というのは特段は、チェック機関対チェック側ということですので、ございません。

塩屋委員 それで、事務局体制レベルで横の間であるべきこれからの時代の監査委員組織なり、委員制度なりがこんなふうに変更したらいいとか、こういうことも考えたらいいのではないのというようなやりとりはないのですか。

監査委員事務局長 まず、私どものほうの考え方からしますと、監査委員さん2名、それから事務局職員3名ということで、現状入間市の状況ですと、住民監査請求とかというイレギュラーな事態がございませんで、何とか定例的な形での事務処理というのは、今の職員3名体制でもやっている状況です。かつ近隣市においても同じような人員体制をとっているところが一般的でありまして、監査事務局とすると、近隣市も含めまして、人員体制はもう少しという希望はあるのですけれども、なかなか実行が難しいのが現状であることと、かつここで国のほうでも数年前からでしょうか、地方自治体の監査制度についての見直しを行ってございまして、近い将来今の体制にかわる監査制度ができる可能性が大分強くなっているということで、今この時点で今の体制を直動かすというようなことは、ちょっと想定は難しいのではないかなというふうに感じております。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、款2 総務費、項6 監査委員費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩をいたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これで各部所管のものの質疑が終了しましたので、これより討論に入ります。

討論ありますか。

吉澤委員 議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち総務常任委員会所管のものについて、反対の討論を行います。

政府が発表した月例経済報告書は、輸出や生産の改善を受け、足踏み状態を脱しつつあると景気の基調判断を上方修正しました。しかし、個人消費については、おおむね横ばいと下方修正し、雇用情勢は失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあると判断を据え置きました。これは、大企業が輸出を中心に利益を伸ばしても、その利益が家計に波及しないことをあらわしています。とりわけ問題なのは、賃金の下落に歯どめがかからないことです。民間企業の給与総額は、ピーク時の1997年から12年間で総額31兆円、平均61万円も年収にして減少しています。これだけの賃下げが行われているのですから、個人消費が伸びるわけがありません。

大企業の内部留保は、2008年度決算の233兆円から2009年度決算の244兆円へとリーマンシ

ショック後の1年間で11兆円も増加しています。こうして大企業が利益を労働者や下請企業に還元せずにとりこみをしている中で、政府は法人税の減税を行おうとしています。一方で、個人消費を一層冷え込ませる消費税増税については、2011年度中に法案を提出する姿勢を見せています。年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が決まり、所得税においては既に増税が行われています。今必要なのは、庶民への増税ではなく、冷え込んだ家計を温めること。そのためには、大企業の莫大な内部留保を取り崩し、雇用や中小企業への支援に回し、賃金の引き上げを行うこと。自公政権下で削られてきた社会保障をもとに戻し、拡充することです。地方自治体も市民の暮らしを守る立場で政策を転換するときに来ています。しかし、平成23年度の予算を見ても、冷え込んでいる市民生活を回復させるための抜本的な措置が図られていません。以下、主な反対の理由を述べます。

1点目は、行政改革長期プランです。このプランに沿ってことしの4月から公民館使用料の免除団体が限定され、これまで無料だった多くのサークル、団体が有料化されます。受益者負担の名で市民に負担を課す行政改革長期プランは、認めるわけにはいきません。

2点目は、自衛官募集等事務費です。政府が閣議決定した新防衛大綱では、日米同盟の深化をうたっています。アメリカの戦争に日本の自衛隊も積極的に協力させることを示しています。海外で戦争する部隊に変貌していく自衛隊に市民を送り出すことを市が協力すべきではありません。

3点目は、証券優遇税制による市民税の特別減税です。これは、上場株式の譲渡益や配当への課税を本則20パーセントから10パーセントに軽減している特例措置です。株式の所有は、大資産家に集中しています。大金持ち減税と批判されながら、自公政権下のもとでこの特例措置を延長し、現政権も延長を実施しようとしています。庶民への減税であった定率減税は廃止しながら、金持ちへの減税を続けることは、市民の理解を得られません。低所得者などの減免こそ実施すべきです。

4点目は、65歳以上の個人市民税を年金から天引きすることです。国保税、後期高齢者医療保険料は、口座振替への変更も可能ですが、住民税は納税者に有無を言わず年金天引きとなっています。生活実態に配慮し、納税者が普通徴収か特別徴収かの選択をできるようにすべきです。

5点目は、五市消防広域化検討組織運営負担金です。入間市における消防職員などの消防力は、充足率を満たしていません。しかし、広域化すると配置基準が変わり、現状のままでも充足率が自動的に引き上がるというからくりがあります。これでは、望まれている消防職員の増員や分署の配置ができなくなり、消防力の低下を招きかねません。消防の広域化は、行うべきではありません。

以上で議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算の反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

小島委員 保守系クラブを代表しまして、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管の予算について、賛成の討論を行います。

国政の混乱により国の平成23年度予算が不確定な中での入間市の予算であります。歳入の根幹となる市税は法人市民税で増額が見込まれるものの、長引く景気低迷の影響により個人市民税及び固定資産税がともに減収が見込まれ、総額では前年度対比2.7パーセントの減であります。景気脱却の取り組みは、国政に大きな責務があるものと考えますが、入間市においてはさきの補正予算（第4号）において7億5,000万円規模の入間市緊急経済対策を実施することとなり、その効果が最大限に発揮され、市税収入の増加につながるよう期待するものであります。その他の歳入では、平成22年度から交付される普通交付税が引き続き交付される見込みであり、落ち込む市税収入を補うものとなります。このような中、財政調整基金からの繰り入れと臨時財政対策債及び適債事業の活用により財源不足を調整したことについては、やむを得ないものと理解するものであります。

次に、歳出であります。経常的経費については行政改革長期プラン前期実行計画に基づき、削減の努力が見られるものであります。また、市民意識調査を実施し、第5次総合振興計画後期基本計画の策定に向けて計画的に取り組んでいます。加えて、消防力の向上を図るため、藤沢地区の消防団第5分団第3部及び二本木地区の第6分団第2部の消防ポンプ自動車の更新を行うなど、市民が安心して暮らせるまちづくりに努力されていることがうかがわれます。また、公債費については、これまでの市債発行抑制の効果により減額となっています。今後学校耐震化の早期実現による増加傾向はいたし方ないところでありますが、極力抑制に努め、健全財政の維持に努めていただきたく希望するものであります。

以上のとおり、歳入が低迷する厳しい財政状況であります。市民福祉の向上を基本として元気な入間のまちづくりの推進等さらなる飛躍を期待して、当委員会所管の予算の賛成討論といたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんね。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 2時45分）

委員長 これでは当委員会に付託された事件はすべて議了しましたので、会議を閉じます。

以上で総務常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎